

2013 koken No.8
Summer

高建

夏

(一社)高知県建設業協会「高建(こうけん)」
平成 25 年 7 月発行 No.8 夏号
年 4 回発行 (1 月 4 月 7 月 10 月)



協会通信

連載

- ・高知県の土木史
「古墳、宮都築造に大土木事業⑤」
「武家社会成立後の土木事業（中世）①」
- ・土木人物伝⑧ 「片山 直梢」
大隅半島開発に懸案の道路

高知県 提供情報

- ・南海地震に備えちょぎ
- ・観光案内

建設業協会は皆さまの暮らしを応援しています “私たちの活動紹介”

- 防犯パトロール・交通安全指導を実施しています
- 各行政機関と災害時協定を締結し共に活動できる体制を構築しています
- 災害時に備えた「災害情報共有ネットワークシステム」を構築しています
- 「清潔で美しい高知県をつくるパートナーズ協定」を高知県と締結し環境美化を推進しています
- 建設業を志す若者の育成支援をしています

「みんなの力で東北地方を復興しよう！」
One For All! 遠く離れても心はひとつ!
「私たちも東北地方を応援しています」
高知県建設業協会



南海地震に備えちょき

今から備えよう

とっさに持ち出すものはいつも構えちょき！

非常持ち出し品と備蓄品

地震が起こった時の非常持ち出し品と避難生活のための備蓄品は違います。

避難はできるだけ身軽に

非常持ち出し品は避難に必要な物品や貴重品に限りましょう。

※おくすり手帳を携帯しましょう

備蓄品は3日以上

救援活動が受けられるまでの間の食料や水などを備蓄しておきましょう。

一人一日3リットルの飲料水が必要といわれています。

各家庭の事情により必要な物はちがいます。（服用薬など）



ケガをしたら逃げられない！

室内の安全対策

家具などは必ず固定・配置の見直し

地震の揺れで家具などにはさまれてケガをする場合があります。

寝る部屋や出入り口付近に家具等は置かない。

家具の上には危険な物やテレビなどの重い物を置かない。

ガラスなどの飛散防止

食器など家具の中にあるものの飛び出しに注意。



家が倒れたら逃げられない！

家屋の倒壊防止

建物の耐震診断・耐震化

特に旧耐震基準（昭和56年改正以前）で建てられた建物は確認をしましょう。

住宅の耐震化を支援しています

申込先 お住まいの市町村

補助制度

（耐震診断）自己負担3,000円

（耐震設計）設計費用の2/3の額 最高20万円

（耐震改修）最高60万円

※くわしくは県住宅課又は市町村まで



CONTENTS

	建設業協会（土木部会）25 年度予算解体書	4
連載	高知県の土木史	7
	第2章 古墳、宮都築造に大土木事業⑤ 第3章 武家社会成立後の土木事業（中世）①	
	土木人物伝⑧	11
	片山 直梢 1917～1980 ～大隅半島開発に懸案の道路～	
	あんぜん座談会	12
寄稿	特別寄稿	14
	高知県建設業協会 技術アドバイザー 宮田 隆弘	
	協会インフォメーション	16
	◆本部だより◆	
	お知らせ	19
	建設業に働く若者からのメッセージ	33
	第8話 糧を見つけた現場	
	生活習慣を見直しましょう⑥	36
	統計資料	37
	余白活用コラム＊ダーツ編・クロスワードパズル	43
高提供 知情 県報	南海地震に備えちょき	44
	観光案内	46

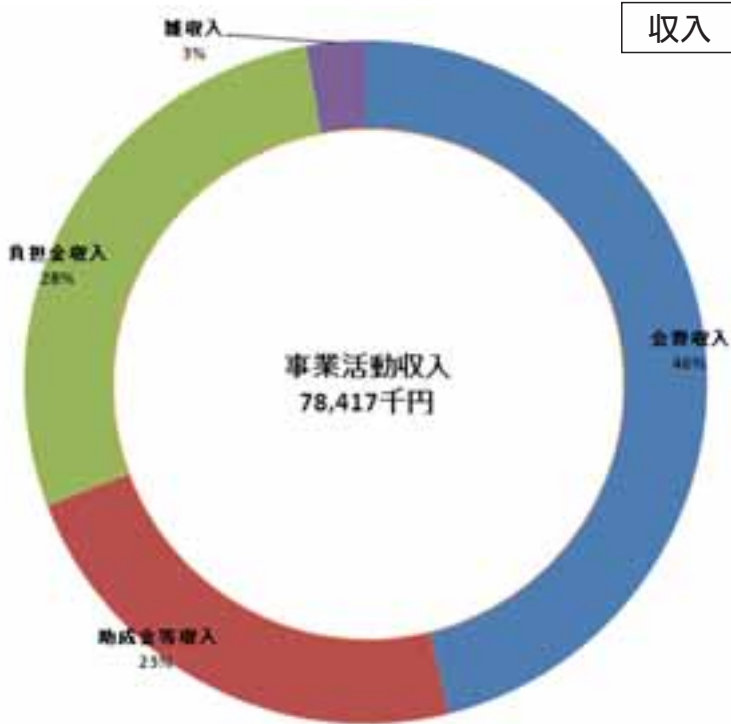
建設業協会（土木部会）

25年度予算解体書

一般社団法人高知県建設業協会の定時総会が5月20日に開催され、平成25年度予算が報告された。
今号はこの予算（土木部会）の解説を協会事務局からしてもらった。

事業活動 収入 協会事務局

「収入源の主なものは、会員会費3600万円、事業に対する他団体からの助成金1800万円です。収入総額は昨年度比2300万円増の7800万円を見込んでいます。
ただし、増額は会計処理の変更によるもので、実質額は



「昨年度並みとなっています。」
編集担当

「会計処理の変更とはこういったものですか。」

協会事務局

「当協会から他団体への出向者が数名おりますが、この人件費相当額について出向先からお金を受け入れて

(単位：千円)

科 目	25 年 度	24 年 度	差 異
事 業 雑 費	1,200	1,200	0
緊急災害対策費	0	500	△ 500
(管理費支出)	(83,210)	(50,960)	(32,250)
給 与 費	35,000	8,000	27,000
通 信 運 搬 費	1,200	1,300	△ 100
消 耗 品 費	1,800	1,800	0
図 書 費	1,150	1,100	50
印 刷 費	100	100	0
福 利 厚 生 費	5,200	1,200	4,000
公 租 公 課	60	60	0
事 務 雑 費	100	100	0
総 会 費	2,800	3,000	△ 200
役 員 会 費	3,900	2,800	1,100
委 員 会 費	2,200	2,300	△ 100
交 通 費	3,000	2,800	200
借 室 料	10,500	10,000	500
諸 会 負 担 金	8,000	8,200	△ 200
交 際 費	500	500	0
備 品 費	100	100	0
寄 付 金	100	100	0
エコサイクル協力金	7,500	7,500	0
事業活動支出計	108,900	109,030	△ 130
事業活動収支差額	△ 30,483	△ 53,645	23,162

科 目	25 年 度	24 年 度	差 異
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
会 費 収 入	36,097	36,985	△ 888
助 成 金 等 収 入	18,120	15,000	3,120
負 担 金 収 入	22,000	1,100	20,900
雑 収 入	2,200	2,300	△ 100
事業活動収入計	78,417	55,385	23,032
2 事業活動支出			
(事業費支出)	(25,690)	(58,070)	(△ 32,380)
建設業振興対策費	2,950	8,810	△ 5,860
事業促進費	4,100	3,500	600
調査研究費	650	800	△ 150
コンプライアンス活動推進費	1,200		
防犯活動費	30	300	△ 270
防災活動費	6,200	34,000	△ 27,800
連絡協議会費	1,300	1,300	0
啓発宣伝費	3,300	2,900	400
表彰費	560	560	0
労務対策費	600	1,100	△ 500
労働災害防止費	2,550	2,550	0
慰霊祭行事費	250	250	0
慶弔慰費	800	800	0

◆平成25年度収支予算書（土木部会）◆

そのまま支出しています。これまでは、この収支を予算計上しておりましたが、この処理方法について顧問税理士のアドバイスもあり、今年度から計上することとしました。これが負担金収入の2200万円です。」

編集担当

「収入は、この負担金収入以外に大きな変更点が無さそうですね。助成金とはこういったものですか。」

協会事務局

「防災、雇用改善等の事業に対して、建設業振興基金、建設業福祉共済団、西日本建設業保証株式会社などから事業活動費の一部を助成して頂いています。助成金は各団体によって支給要件等の違いもありますが、事業を進める上で欠かせないものとなっています。事業については後ほどご

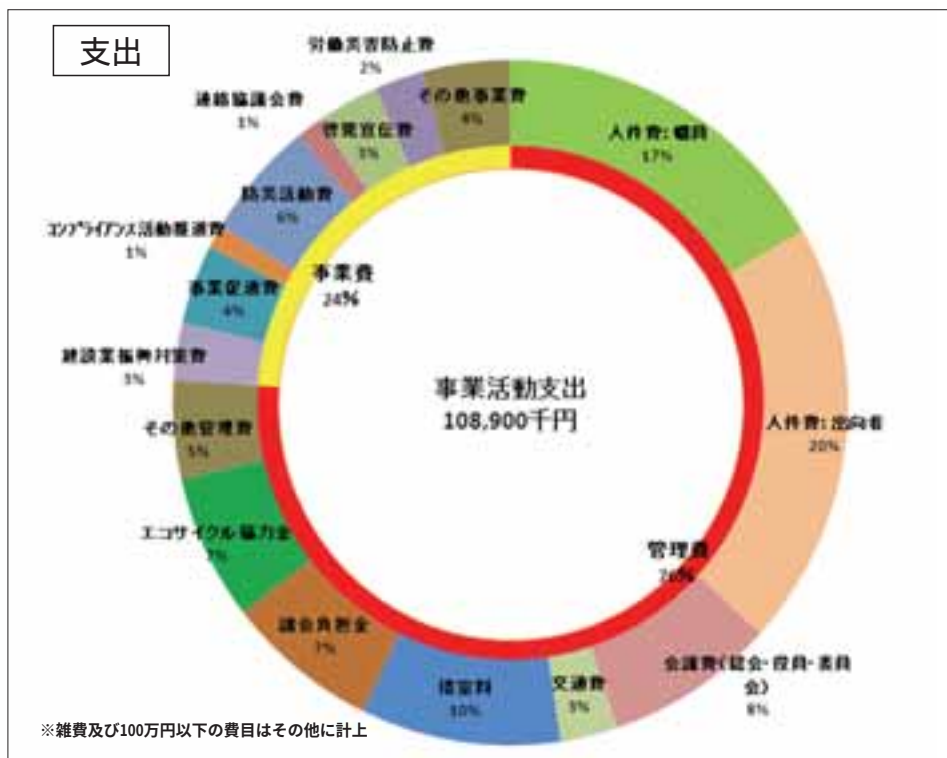
説明します。」

事業活動 支出

協会事務局

「事業活動支出の総額は1億890万円。この内、事業費に2569万円、管理費に8321万円の支出となっています。

25年度事業は、コンプライアンス徹底への取組みと防災対策事業が柱です。事業費支出の概要は表（事業



科 目	25 年度	24 年度	差 異
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
エコサイクル事業引当預金取崩収入	7,500	7,500	0
投資有価証券売却収入	0	0	0
投資活動収入計	7,500	7,500	0
2 投資活動支出			
退職給付引当預金取得支出	2,500	2,500	0
投資有価証券取得支出	1,000	6,000	△ 5,000
エコサイクル事業引当預金取得支出	0	0	0
投資活動支出活動計	3,500	8,500	△ 5,000
投資活動収支差額	4,000	△ 1,000	5,000
III 財務活動収支の部			
1 財務活動収入	0	0	0
2 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV その他			
予備費支出	29,108	15,846	13,262
当期収支差額	△ 55,591	△ 70,491	14,900
前期繰越収支差額	56,091	70,991	△ 14,900
次期繰越収支差額	0	0	0



費支出内訳)の通りです。」

編集担当

「昨年度と変わった点がいくつかありますね。」

協会事務局

「そうですね。まず、建設業振興対策費が大きく減額となっております。これまで現場見学会・現場実習に参加した学生の感想文を取りまとめた文集を発行していましたが、この事業を廃止しました。この費用が100万円ほど。なお、この事業は助成金をいただいております。

りましたので、これに伴い助成金を他の雇用改善事業に振り分けました。それと公益法人制度改革に伴う費用も、一般社団法人への移行完了により大きく減額しております。

次にコンプライアンス活動推進費を新たに設けております。ご案内の通り昨年度に倫理委員会、コンプライアンス委員会を立ち上げ活発に事業活動を行っておりますが、この費用を計上しております。今年度はこの2つの委員会を中心

に公益通報制度とコンプライアンスに関する相談窓口の運用の他、講習や啓発活動等に取組んでいきます。ただ、このコンプライアンス活動推進費は委員会活動のみの額で、それ以外のコンプライアンス関連費用はいろいろな費目に入っております。

また、防災活動費が大きく減額となっておりますが、これは昨年度防災センター設置費用を見込んでいたためです。減額とはなっていますが、事業としては昨年度以上に様々な活動を行う予定です。」

編集担当

「管理費支出は費目名で大よその見当がつかますね。ただ、人件費が大きく増額になっている点と諸会負担金820万円、エコサイクル協力金750万円について教えて頂けますか。」

協会事務局

「人件費には収入の方で説明した出向者の金額が含まれています。この金額分は収入と支出で、実質は相殺されます。また、新たに公益通報取扱事務室の人件費

を計上しています。

諸会負担金は上部団体の全国建設業協会や全国中小建設業協会等へ支払っている会費です。

エコサイクル協力金は、公益財団法人エコサイクルセンターへの寄付金です。

なお、借室料は支出金額に大きな変更がありませんが、借りる部屋を変更しております。これまで建設会館の3階と4階の会議室を月極めで借りていましたが、これを解約し、公益通報取扱事務室として新たに1室借り上げております。」

編集担当

「4月1日に一般社団法人へ移行されましたが、予算に関して変更された点がありますか」

協会事務局

「現時点では、先程説明した出向者の負担金処理ですが、その他は大きな変更をしておりません。ただ、次年度から会計基準を変更します。現在は16年基準ですが、これが20年基準となり、なかなか複雑なものとなります。これはまたの機会に改めてご説明したいと思います。」

<事業費支出内訳>

建設業振興対策費	295万円
青年部活動への助成(100万円)、女性部活動への助成(50万円)、建設現場見学会実施費(50万円)、ホームページ維持更新等の経費(20万円)、公益法人制度改革対応に関する経費(30万円)、他	
事業促進費	410万円
行政機関との意見交換実施に関する経費(180万円)、支部及び支部長会への助成(200万円)、他	
調査研究費	65万円
顧問税理士・顧問弁護士顧問料(35万円)、他	
コンプライアンス活動促進費	120万円
コンプライアンス委員会・倫理委員会活動に関する経費	
防犯活動費	30万円
防犯関連備品等購入費	
防災活動費	620万円
衛星携帯リース料(160万円)、重機資機材データベース運用費(40万円)、GPS災害情報共有システム運用費(400万円)、他	
連絡協議会費	130万円
四国建設業協会連絡協議会等への会費(100万円)、他	
啓発宣伝費	330万円
高建(機関誌)発行に関する経費(220万円)、会員名簿作成費(60万円)、他	
表彰費	56万円
協会長表彰等に関する経費(記念品料等)	
労務対策費	60万円
賃金台帳整備研修会実施費(30万円)、他	
労働災害防止費	255万円
建災防への会費及び助成金	
慰霊祭行事費	25万円
慰霊祭に関する経費	
慶弔慰費	80万円
香典等の慶弔慰に関する経費	
事業雑費	120万円
その他雑費	

高知県の土木史

第2章 古墳、宮都築造に大土木事業 ⑤

南海道 再びコース変更

平安時代の土佐における道路については、土木面から見た史料は皆無だが、南海道のコースの変遷については詳細な研究が行われている。南海道は、当初、遠く南伊予を迂回して土佐の国府に至っていたという。余りにも遠く険しいコースだったので、前節で述べた通り、「続日本紀」によれば、土佐の国司が、阿波から直接、土佐に入るよう要請、許されている。

その後、「日本紀略」の延暦15（796）年2月25日の条に「南海道の駅路極遠、使をして通じ難からしむ。因りて旧路を廃し新道を通ずる」とあり、次いで「日本後紀」の延暦16年正月27日の条には「阿波国駅家□□、伊予国11、土佐国12を廃し、新たに土佐国吾崎舟川2駅を置く」とある。

「往還甚だ易し」とされた阿波から入る海岸回りのコースも、山が海に迫り、奈半利川、芸川など大小の河川が行く手をさえぎる難路であり、約80年後に廃止され、新たに四国山地越えのコースが選ばれたものとみられる。

新道は、讃岐国を縦断して伊予国に入り、川之江市妻鳥町に比定されている大岡駅から南に折れて、山背駅（愛媛県宇摩郡新宮村馬立）へ。さらに南に向かい吾崎駅、舟川駅を経て土佐国府に至ったものとみられている。吾崎駅は長岡郡本山町、舟川駅は長岡郡大豊町立川付近とさ

れている。このコースは、吾崎駅に迂回せず山背駅と舟川駅を直接結ぶと、高知自動車道のコースに、よく似ている。川之江市は同自動車道工事の起点であり、ジャンクションである。また馬立、立川にはパーキングエリアが設けられている。古代の幹線道路が現代の高速自動車道とほとんど同じコースであったとする研究がある。南海道の新コースも、その例証の一つとして興味深いものがある。

“海上の道”に7つの泊

四国諸国にとって南海道とともに都と結ぶ重要なルートは“海上の道”であった。「延喜式」民部下では「凡そ山陽・南海・西海道などの府国、新任の官人任に赴く者、皆海路を取れ」とある。

平安時代の土佐国司は、紀奥手麻呂が、延暦16（797）年、初代として着任して以来、制度が廃れるまで104人を数えた（高知県史古代中世編）。その34代目の国司が、史上有名な紀貫之であった。貫之は、延長8（930）年、来任したときは既に60歳前後だったといわれる。5年間在任し、承平4（934）年、帰京した貫之が選んだコースも“海上の道”であった。その旅中の出来事と旅情を綴ったのが、周知の通り、わが国の紀行、日記文学の最高傑作「土佐日記」である。

同書によって、平安時代の土佐に大津、浦戸、

大湊、奈半、羽根、奈良志津、室津と七つの泊があったのを知ることができる。そのうちの浦戸、奈半、羽根、奈良志津は、現在の地名と同じ所だとされているが、船出の地大津については、関とする説と船戸とする説がある。室津については鹿持雅澄が「土佐日記地理弁」で、かつての津呂、現在の室戸岬漁港として以来、通説となっていたが、竹村義一著「土佐日記の地理的研究」その他では、現在の避難港室津港であるとされている。また大湊は、地名が残っていないため、諸説入り乱れていた。今では南国市前ノ浜、同十市、高知市池、香美郡夜須町夜須、同手結が比定地として有力であるが、なお研究が進められている。

四国唯一の平安建築「豊楽寺薬師堂」

平安時代には真言、天台の密教、浄土教が新たに興り、寺院建築が盛んに行われた。しかし真言、天台関係の寺院は、兵火や宗派の争いによって、その多くが焼かれたり破壊された。現存する有名な寺院建築は浄土教のものが多く、代表的な存在は、藤原頼通が、別荘を阿弥陀堂として、天喜元（1053）年に完成させた宇治の平等院鳳凰堂であろう。

また上級貴族によって、広壮優美な寝殿造りの邸宅が多く建てられた。

真言宗を開いた弘法大師空海は、青年時代、室戸岬にきて御蔵洞にこもって修行したといわ

れており、土佐との縁が深い。室戸市室戸岬の最御崎寺、同市元の金剛頂寺をはじめ南国市十市の禅師峰寺、土佐市宇佐の青竜寺、土佐清水市足摺岬の金剛福寺を開基し、香美郡野市町の大日寺を再興したと伝えられている。

しかし、いずれも後世になって再建されたもので、本県に残る平安時代の寺院は、仁平元（1151）年に建築された豊楽寺薬師堂（長岡

郡大豊町寺）、ただ一つである。真言宗智山派の寺だが、弘法大師ではなく、神亀元（725）年、行基によって開かれたと伝えられている。四国でも平安時代の建築は、この薬師堂が唯一のもので、1952年には本県唯一の国宝建造物に指定された。

薬師堂は単層で桁行、梁間ともに9・1m。勾欄付きの廻り縁をめぐるし板壁、前面中央5・

5mは板唐戸の観音開きに造られ両脇に1・8mの連子窓がついている。屋根は入母屋造り柿葺で正面1間に山内2代藩主忠義が付け加えた向拝がある。

「高知県史」は「屋根の勾配はゆるやかで、流麗な軒の曲線や比較的ほそい破風など、藤原時代の特徴をしめしており、屋根のそりと相まってちょうど鳳凰が飛んでいるような優美な姿をしている」と讃えている。

薬師堂に安置される木造薬師如来坐像、同阿弥陀如来坐像、同釈迦如来坐像3体も国の重要文化財に指定されている。

なお、建築年代は、堂内に安置されている薬師如来像の胎内銘から、仁平元年とされているが、小屋組の手法から鎌倉時代にさがるとする説もある。



四国で唯一の平安時代の建築、豊楽寺薬師堂（「大豊町史」から）

第3章 武家社会成立後の土木事業（中世）

①

第1節 戦乱続き、群雄割拠へ

鎌倉幕府の成立

「奢れる者は久しからず」。1185（寿永4）年、宿敵源氏の追撃を受けた平家は、長門・壇ノ浦で最後の一戦を試み、あえなく敗れる。一族郎党の多くは、幼帝安徳天皇を奉じて入水、かつて栄華を極めた平家は、西海に滅びた。源頼朝は、1192（建久3）年3月、征夷大將軍に任ぜられ、名実ともに鎌倉幕府が成立した。しかし、1199（正治元）年、頼朝が没すると、早速、有力御家人間に勢力争いが起き、北条氏が畠山、和田、比企氏を討って実権を握った。1219（承久元）年1月には、3代將軍実朝が鶴ヶ丘八幡宮で暗殺され、源家の嫡流將軍は絶え、代わって北条氏が、武家の頭領として君臨、執権政治を展開した。一方、京都では、後鳥羽上皇が院政を行っていた。

頼朝は、壇ノ浦に平家を滅ぼした1185年、守護・地頭制度を設けた。これにより諸国の荘園は、律令制時代からの国司との二重支配の形となり、朝廷との間に軋轢を生んでいた。1221年、摂津の地頭補任問題を巡り、朝廷の権

威回復に着手を打っていた後鳥羽上皇は倒幕を図り「承久の乱」が起こった。

乱は、幕府方の完勝に終わり、後鳥羽上皇は隠岐へ、順徳上皇は佐渡に流された。土御門上皇は、父の後鳥羽上皇に倒幕を思い止まるよう諫め、乱に直接関与しなかったため、幕府も処分を控えていたが、自ら京を離れることを望み、土佐に移された。その後、島国日本が初めて外敵に脅かされた「元寇」を経て「鎌倉幕府の滅亡」、「建武の中興」、「南北朝の動乱」、「室町幕府の成立」、「応仁の大乱」、「戦国時代」へと続き、その間には数多くの戦乱が起こった。また室町時代中ごろからは、土一揆、宗教一揆も頻発した。

土佐にも戦乱及ぶ

京、鎌倉から遠く離れた土佐も、否応なく政争の渦に巻き込まれ、南北朝、東軍西軍に分かれ戦乱の時代が続いた。「承久の乱」で土御門上皇が自ら望んで土佐に配流の身となったことは前述の通りである。「正中の乱」、「元弘の乱」の際には、第1皇子の尊良親王が大方に流されている。「南北朝の動乱」では、南朝方の中心人物・松王丸の拠る大高坂城を、北朝方が激しく攻め、松王丸を討ち取り陥れた。

鎌倉時代、土佐の守護は、佐々木経高、豊島朝経、三浦義村など有力御家人が補任されている。その後70年余りは不明で、1323（元亨3）年以降は、北条氏得宗家であったとされている。地頭・御家人は、夜須氏、八木氏、安芸氏、長宗我部氏、香宗我部氏、大黒氏、津野氏などであった。また、このころの史料に出てくる荘園としては安芸荘、安田荘、浮津荘（以上金剛頂寺領）、室津荘、潮江荘（以上最御崎寺領）、大忍荘（熊野社領）、吉原荘（小槻家領、高倉院法華堂領）、片山荘（九条家領）、吾川山荘（吸江庵領）、幡多荘（一条家領）などがある。

「南北朝の動乱」時代に、土佐は一条氏の幡多荘を除いて、細川氏の支配下に入る。1352（南朝正平7／北朝文和元）年には、細川繁氏が讃岐とともに土佐の守護として所見する。繁氏の死後は細川頼之、頼之以降、土佐は讃岐、摂津、丹波とともに管領細川京兆家の分国となつて戦国期に及ぶ。守護代は、1378（天授4／永和4）年、細川庶流遠江守頼益が入国、田村荘に居館を置き、以後、満益、持益の時代に、香宗我部、長宗我部氏などの地頭や土豪を従え、勢力を伸ばした。

やがて、応仁の乱が起こり、東軍細川方と西軍山名方の争いの中で、細川一族の支配力は衰え、土佐でも、豪族たちが台頭してきた。一条氏の幡多荘も近隣の豪族に侵される事態となった。このため、関白一条教房は、応仁の乱を避

けるとともに、その支配権回復を図ろうと、1468（応仁2）年、中村に下向した。一条氏は、京都を模して町づくりを行い中村は「土佐の小京都」と呼ばれるようになった。

応仁の乱から戦国時代に入ると、土佐でも、豪族たちが、互いに攻防を繰り返して、およそ100年間にわたり、戦いの雄叫びの絶える時は少なかった。最後には長宗我部元親が、豪族たちを服属させ、討ち倒して、1575（天正3）7月、土佐国内を統一した。土佐においても、争乱に満ちた時代であったといえる。

以上、簡単に述べてきたように中世は、戦乱が相次ぎ、混沌、騒然とした日々が多かったが、見方を変えれば混沌は、多様性、多元性を意味する。その多様性、多元性故に、中世は、文化の面では豊穡な時代であった。鎌倉時代には王朝文化の流れを引き継ぎ「新古今集」をはじめとする優れた歌集の数々が編まれ、「徒然草」、「方丈記」などの文学、運慶、湛慶の仏像彫刻、粟田口吉光、長船長光の日本刀が生まれ、鎌倉新仏教が現れた。室町時代には連歌が盛んになり、俳諧、能、狂言が始まる。また茶道が成立、民間芸能も芽生えた。

土木部門では、統一的な権力が確立していない時間が長かっただけに、国家的な大事業は見られないものの、鎌倉時代には、鎌倉、京都という二つの政治、文化の中心地ができたため東西の交通が盛んになり道路、宿駅の整備が行わ

れた。室町時代には、寝殿造りの金閣寺、書院造りの銀閣寺をはじめ寺社建築において目覚ましい発展があった。最も大きな特徴は、相次ぐ戦乱によって、城郭が急速に発展、ついには5層7重の天守閣を備えた安土城が出現、近世城郭の様式が確立されたことであろう。

第2節 陸路と“海上の道”

鎌倉幕府、宿駅を整備

源頼朝は1192（建久3）年、征夷大將軍に任じられ、名実ともに鎌倉幕府が成立したが、それに先立ち、1180（治承4）年10月、富士川で平家を破り鎌倉に入ると、翌11月、和田義盛を別当に侍所を設け、御家人の統制に当たらせ、政権の基礎固めをした。次いで1184（寿永3）年、政所、問注所を設け、85（文治元）年には、朝廷に守護、地頭の設置を認めさせるとともに京都守護を設置した。

京都守護の役目は、朝廷との連絡調整、洛中の警衛と司法だったが、それは名目で、実際は「朝廷の監視、特に関東御家人と朝廷の結合を阻止することにあつた」（横田健一編「要説日本史」・創元社刊）。このため鎌倉幕府は、京都守護との間に常時、緊密な情報連絡が必要であつたし、

京都守護が察知した不穏な動きは、一刻を争って知らねばならなかった。頼朝は、京都守護を置くとともに「駅路法」を定め、京都と鎌倉の間（480km）に、宿駅を整備させ、周囲の荘園から人馬を提供させ、早馬、飛脚の用に供した。これが鎌倉街道で、宿駅は63を数えた。

頼朝は、鎌倉周辺の道路、橋梁の整備にも努め、幕府を引き継いだ執権北条家も、その政策を引き継ぎ、交通の便は、大幅に改善された。道路行政は侍所に属する地奉行と保検断奉行（刑事訴訟が主任務）が協力して担当した。

しかし、時が経つにつれ、各地に私設の関所が増えた。桑名では、お伊勢参りを目当てに、わずか4km間に60カ所に余る関所が設けられていた。人々の往来、物資の流通を妨げるので、鎌倉、室町幕府、朝廷は再三、廃止令を出したが一向に効き目はなかった。

群雄割拠の時代になると、各地の戦国大名は領国の経済振興を図り、領内の関を廃したが、国境の関は残し出入国を厳しく監視させた。このため各国間の往来は制限され、道路の整備も行われることが少なかった。

（次号に続く）

「高知縣土木史」
（1998年 社団法人 高知県建設業協会発行）より引用

土木人物伝 ⑧

片山 直梢（かたやま なおすえ）

1917～1980



大隅半島開発に懸案の道路

1917（大正6）年高知市はりまや町に片山當時（有名だったそばの店「やぶ」の経営者）の長男として生まれる。

県立海南中学校、旧制高知高等学校を経て、1941（昭和16）年に京都帝国大学工学部土木工学科を卒業。

1942年に大阪陸軍造兵廠に入ったが、終戦により同廠は解体され、1946年退職し高知に帰った。戦災で焼失した母校・旧制高知高校の校舎再建に貢献、後、1948（昭和23）年1月土木建築会社を設立し建設業を営む。物部川総合開発の杉田ダム基礎掘削工事が断層に当たり、漏水のおそれがあることから、この断層処理のため、乞われて、1953年3月技術吏員として高知県庁に入り、永瀬、杉田ダムの設計監督に当たった。

1958年11月高知県土木部道路課課長補佐、1960年に鹿児島県道路課長、1962年岡山県道路建設課長を経て、1966年徳島県土木部長、1970年1月愛知県土木部長に就任。1972年4月辞任した。

1972年5月松尾橋梁株式会社に入社し、常務取締役、専務取締役を歴任して退職、1977年顧問に就任した。

1980年死去。63歳。従五位を贈られる。

鹿児島県在任中、大隅半島の最南端に至る道路を開通させ、数十年の懸案を片付けて県民に喜ばれ、以後の半島開発に大きく貢献した。

徳島県土木部長時代には、国鉄徳島駅前の再開発で、ごねてすぐむヤクザを相手に渡り合い、着工にこぎつけた。

若いころから、豪胆で面倒見のよい片山を慕う人々は多かった。

「高知縣土木史」

（1998年 社団法人 高知県建設業協会発行）より引用

あんぜん座談会

今年の7月、労働安全衛生規則の一部改正が施行され、解体用の車両系建設機械に、これまでの『ブレーカ』に加え、『鉄骨切断機』、『コンクリート圧碎機』、『解体用つかみ機』の3種類が追加されました。(以下『鉄骨切断機等』という) また、今回の改正では、前述の鉄骨切断機等の追加のほか、いくつかの危険防止対策も新たに規定されました。

今回の座談会では、この改正にどのように対応すれば良いかお話を伺いました。

前田氏「この7月に一部改正された

労働安全衛生規則のポイントについて資料(別表参照)をお配りしております。座談会の皆さんは大よその部分についてご承知かと思いますが、再確認も含めてご発言をお願いします。」

山崎氏「鉄骨切断機等を運転する場合、車両系建設機械(解体用)技能講習を修了しなければならなくなつたけど、7月から直ちに無資格運転になるという訳では無かつたよね。」

前田氏「猶予期間は26年6月末までの1年間となっています。なお、特例講習の実施期間は平成27年6月末までですね。」

掛橋氏「この特例講習は短時間で修了できるね。建築工事の解体で使用頻度が高く、土木工事ではあまり使わない車両系建設機械だけど受講し

たほうが良いかもね。」

高橋氏「その事について少し疑問があるんだけど、例えば、全くの無資格者が資格取得を考えた場合、対象車両の運転経験(平成25年7月1日時点)が6カ月以上あれば、講習は7時間で取得できるよね。ところが、従来のブレーカは35時間の講習が必要だったはず。特例講習7時間でブレーカも運転できるというのは少しおかしい気もするんだけど。」

※特例講習の必要時間は技能講習修了の有無や運転経験により異なります。別表をご参照ください。

前田氏「実際のところ解体用の資格を所有していない方が、この特例講習を修了して『ブレーカ』の資格まで取得したとされるのか分からないけど、確かにおかしい気もしますね。」

労働安全衛生規則の一部改正について(平成25年7月1日施行)

(改正ポイント)

1.車両系建設機械(解体用機械)として、次の3種類が追加されました。(従来はブレーカのみ)

①骨切断機

②コンクリート圧碎機

③解体用つかみ機



特例講習実施期間(猶予期間):平成25年7月1日～平成27年6月30日(2年間)

※次の種類により、特例講習時間が変わります。

①車両系建設機械(解体用)運転技能講習を既に修了している者

②上記3種類の運転経験が6ヶ月以上の者

(特例講習時間)

①及び②を満たしている者・・・2h

①のみ満たしている者・・・3h

②を満たし、かつ車両系建設機械(整地・運搬・積込み・掘削)運転技能講習を修了している者・・・3h

②のみを満たした者・・・7h

猶予期間内に『車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習』を修了しないと、現在所有している車両系建設機械(解体用)運転技能講習では「ブレーカ」しか運転できなくなります。

(H27.7.1以降)その場合、平成27年7月1日以降、上記3種類の運転の必要が生じた場合には、通常の技能講習(所有資格によって講習時間は変わる)時間が必要になります。

2.解体用機械使用時における物体の飛来防止

安衛則第171条の5 事業者は、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行ってはならない。ただし、物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、そのかぎりではない。

※上記条文については、車両系建設機械(解体用)にのみ適用されます。

ただ、「特例」とはそういうものかもしれないね。」

※平成27年6月末日までに実施される『特例講習』修了により、鉄骨切断機等及びブレーカの運転資格ができます。（後日確認）

平山氏「場合によっては、同じ資格でも運転できる車両が異なることもあるというのはややこしくなるね。それと資格以外にもいくつか改正になっているね。」

前田氏「まず、転落等の防止についての対策が新たに規定されました。これは車両系建設機械全般が対象となっています。路肩・傾斜地等で、転倒・転落の危険がある場所は転倒時保護構造及びシートベルトを備えた車両系建設機械を使用するよう努めなさいという対策です。路肩・傾斜地等の『等』には、岩石・根株などが含まれています。また危険が生じる恐れのある場所とは、傾斜角が5度を超える場所も含まれるということです。」

明神氏「土木工事はほとんどの現場が該当するね。締固め用機械も法肩で使用する場合は必要という解釈でいいかな。」

西村氏「その解釈で良いと思う。それと転倒時保護構造とは具体的にどういった物を指しているんだろう。簡易な日よけ程度の物もあるよね。」

津野氏「具体的な名称では明示されていないけど、JISで規定されている事項をクリアしている必要があると思う。」

山崎氏「ミニの車両は日よけ程度の物もあるし、今後調べてみる必要があるね。」

高石氏「そうだね、努力義務となっているけど、しっかりと対応してもらいたいね。リスクアセスメント同様に自主的活動であるのは間違いないけど、これらに関する事故が多いのも事実。要するに、この規則通りの活動を実施していれば守られた命もあったという事。そういった意味でも安全担当の方が積極的に指導してもらいたいと思います。」

前田氏「次にアタッチメント装着時等の危険防止ということで、これまで特に規制がなかったのですが、装着や取り外し作業の時に架台の使用が義務付けられました。それと、アタッチメントの重量等の表示も義務付けられています。これは今回追加された鉄骨切断機等以外の車両系建設機械全般が対象になっています。」

高石氏「従前からの規則ですが、アタッチメントの装着時等には指揮者も必要なので、この辺りも注意して頂きたいと思います。」

3.車両系建設機械(解体用も含む全般)の転落等防止の充実

安衛則第157条の2 事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生じる恐れのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

- ①これらは、車両系建設機械全般に適用される。したがって締固め用機械も含まれることになる。
- ②「路肩、傾斜地等」・・・等には岩石、根株等があり、転倒の恐れがある場合が含まれる。
- ③「危険が生じる恐れのある場所」・・・傾斜角が5度を超える傾斜地が含まれる。
- ④「転倒時保護構造」には、運転室等がある。

転倒等の恐れがある場所で車両系建設機械を使用する場合は運転室(キャビン)を備えた機械を使用し、かつシートベルトを使用させること！

4.アタッチメント装着時等における危険防止の充実

安衛則第166条の2 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときはアタッチメントが転倒すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。

安衛則第165条の4 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量(バケット、ジッパー等を装着したときは、当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積重量を含む。以下この条において同じ。)を表示し、又は当該車両系建設機械に運転手がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

特別寄稿

高知県建設業協会
技術アドバイザー 宮田 隆弘

1. 戦後の社会経済の変遷

戦後の混乱期から立ち上がるため、我が国は生産の回復に結びつくインフレ政策がとられたが、その結果、物価の急騰によりドッジライン¹⁾による財政引き締め政策が1949年から導入された。その後の朝鮮戦争に伴う特需で景気が回復しはじめ、1952年度以降、景気拡大を目指した積極財政へと移行し、1955年頃から高度経済成長期に入り、1958年から続いて「岩戸景気」、「いざなぎ景気」と呼ばれる好況期を迎えることになった。

しかし、1973年と1979年の2度にわたる石油危機により、産業経済は活気をなくし、その結果、経済成長率が戦後はいじめて

マイナスに転じ、これまでの1960年代後半まで続いた高度経済成長も終焉を迎えた。

その後、円安の我が国はアメリカ等との貿易摩擦を起しながらプラザ合意²⁾(1985年)によりドル安を誘導する方針に協力することになった。これはアメリカのドル高による貿易赤字・財政赤字の「双子の赤字」を少なくし、アメリカ経済の破綻を防ぐため、日銀は金融緩和を維持し、内需主導対策に力点を置くようになった。

そのため、プラザ合意後は円高・ドル安が急激に進んできた。そのため、日銀は公定歩合を下げるという手に出たが、景気が底をついていた。1980年後半

になると、金利が下がって行き場を失ったお金は、投資価値のありそうな土地、株、ゴルフ会員権、世界の有名な絵画などに投資しはじめた。つまりバブル経済の出現である。

バブルの絶頂期といわれるのは1988年頃～1992年までで、1990年10月をピークとして低下の傾向が見られる。

バブルの崩壊はあるとき一瞬にして起きた現象でなく、グラフに描けば瞬間の折れ線の最大値となるが、理論上そこからバブル崩壊が始まったわけではなく、それは単なる序章に過ぎないということである。崩壊が徐々に始まり、数年かけて生じる過渡現象であるといわれている。

その後遺症として、地価の下落、株価の低迷、金融機関の不良債権の処理、企業の業績悪化等の景気の悪循環を捉えている人も多い。この時期の「失われた10年」とは、80年代前半まで順調に伸びていた経済成長

率が80年代後半に急成長（バブル経済によるもの）を遂げ、その後90年の始めから長期の停滞を経験し、その停滞は2000年代初頭まで続いた。2002年以降はいくらかの回復が見られるが、その間、我が国は、アジアの新興工業国に比して生産要素の投入量と生産量の関係を示す全要素生産性（TFP: Total Factor Productivity）が低下するようになってきた。

また、これまでの我が国が技術も新興国の追い上げにより、日本ブランドとしての際立った評価も得られにくくなりつつある。

バブル崩壊後の政治体制は、1955年からの55年体制として、自由民主党と日本社会党の二大政党としての政治活動が続いてきた。この55年体制も1993年の衆議院総選挙で自民党が過半数を獲得することができず、自民党政権（55年体制）の崩壊を招くことになった。

政権交代などの混乱の中

で政治は、バブル崩壊後の経済状況に十分な対応ができず今日に至っている。

2. 社会インフラのリニューアル

戦後の高度成長期に整備された道路、鉄道、上下水道、ガス、電気などの社会インフラは、整備してから40～50年が経ち、本格的なリニューアル（更新・維持管理）の時期を迎えている。

リニューアルは、構造物の老朽化対策や耐震化対策などの「機能の維持・向上」を目指して点検、補修、再構築を行うものである。

しかし、近年では社会環境の変化により、建設当時に考えなくてもよかったことが必要になったり、利便性による使い易さが追加されたりして、「機能の改良や追加」を目的として行うものまで見られるようになってきた。つまり、長寿命化のみならず、景観、時間短縮、使い心地など、トータルとして安全で環境にやさしい、快い施設が求められ

るようになってきた。

一方、整備されたインフラが良好なメンテナンスにより、次世代へ受け継がれていくためには、行政のみに維持・管理活動を委ねるには限界があり、近隣の住民参加による取り組みが重要になってきた。

3. 社会資本の老朽化対策にあたって

進むインフラの老朽化で、維持・更新のための工事が急がれる橋、トンネル、下水道などの社会基盤が多い。これらは1965年前後の建設ラッシュのときに整備されたものが多い。

最近の事故例では、開通から35年たった山梨県の中央自動車道笹子トンネルで2012年12月、天井板が突然落下し、通行中の自動車の下敷きになり、9人が亡くなる事故が起きた。天井板を留めるためのアンカーボルトやトンネルの巻き立てコンクリートの劣化が進み、強度低下の可能性がある。また、アメリカのミネ

ソタ州では、2007年、ミシシッピ川に架かる築約40年の高速道路橋が落下し13人が犠牲になっている。

老朽化したインフラで、2011年度時点では、築50年以上の道路橋は9%であるが20年後には53%と増えていく見通しである。特に下水道は国内総延長44万kmの23%（10万km）が破損の目安とされる供用30年を過ぎ、20年後には77%（34万km）に達する見通しである。その他に、種類や機能の違う河川管理施設、港湾・空港施設、鉄道施設、電力・情報・通信施設および公共建築物など多くの施設が老朽化しつつある。これら全ての老朽化施設を一度に造り直すことは財政面からも、また、環境面や日々の生活面からも不可能である。

そのため、日常の点検により、維持・管理の緊急を要するところから着手しなければならぬ。

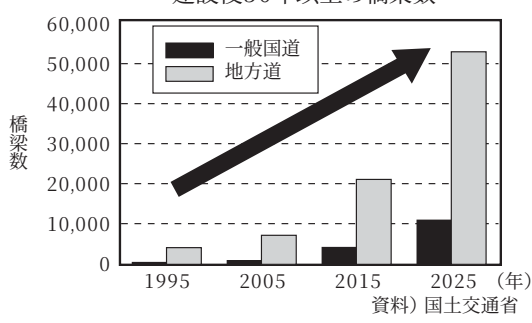
4. 技術者に求められる能力と役割

更新時期がやってきた社会資本ストックにどのように対処するかが問われている。

高度成長期に造られた多くの社会資本は、耐用年限が近づいてきた。その寿命は2020～2030年をピークに更新が集中して迫られることになりそうだ。

しかし、多くの施設を同時期に更新するには、財政負担はもとより、大量の建設廃棄物が発生するので、あたかも大災害による地域破壊のようになり、住民の暮らしに大きな環境負荷を与えることになる。そのような更新事業は、事実上できないと言ってもよい。このように想定した負荷を、できるだけ安全に軽減できるようにするには、今後の計画をどうすればよいのか、技術者に求められる能力と役割にかかっている。

建設後50年以上の橋梁数



現存する社会基盤施設は、戦後の復興を礎としてその上に高度経済成長を支え、かつ、都市に集中した人口に耐えてきた。その過程には、不十分な投資の中で都市がスプロール化し、災害に脆弱なまちが造成されていた。この人口増加時代から少子高齢化したまちに移り変わりはじめている。このような局面で公共投資による整備に、社会資本の整備と脆弱性の保全の両面に限られた投資を効率的かつ計画的に投資することが社会の持続的な発展のために求められている。

迫りくるメンテナンスの

必要性は、単に維持管理技術に留まらず、更新前の施設に関する設計や施工にも熟知していることが求められる。また、構造物の種類、構造、材料の選定、施工、架設方法なども知り、現場を知ることでもある。

施設の多くがコンクリート構造と鋼構造でできているが、構造物の劣化は一樣でなく、補修に対する適用の組み合わせも多様である。工事に当たっては、構造物の全てが注文生産であるため、一つ一つの生産過程を十分に把握した上で劣化の原因を突き止め、構造物の劣化の程度に応じた最適な診断が行える高い技術的な信頼感が保たれていなければならない。

近年、社会基盤の健全性を確保するため、劣化の程度と補修効果を反映した、費用対効果を指標として判断するアセットマネジメントの導入が検討されている。

次回には、コンクリート構造物の劣化を事例とし、維持管理について述べる。

○定時総会

5月20日に当協会の定時総会を開催しました。

監事辞任に伴う補欠選任では、林信伊氏（㈱希秀）が選任されました。

報告された平成25年度事業計画では、コンプライアンスの徹底に向けた取組みなどを柱に、談合の再発防止に向けて「息の長い取組みが重要」として、信頼回復に向けて取り組むこととしています。

総会議題は次の通り。

- (1) 平成24年度事業報告及び収支決算承認の件
- (2) 役員報酬並びに費用に関する規程の改正の件
- (3) 監事辞任に伴う補欠選任の件

○表彰式典

—40名が受賞—

表彰式典を総会終了後に執り行いました。

今年度は業界発展にご功績のあった40名の方々が受賞されました。

全国建設業協会会長表彰

1. 個人表彰

企業経営の要職にあり、且つ協会役員として業界発展のため特に功績顕著な方。

(有) 三 本 建 設 三本 稔彦 (株)岸之上工務店 岸之上憲一

2. 会社・営業所表彰

経営の合理化、技術の向上などへのご功績が顕彰な会社・営業所。

(有) 興 国 建 設 平 山 建 設 (有)

3. 従業員表彰

従業員として優秀且つ品行方正にて従業員の模範である方。

(有) 西 野 建 設 横田 善之 (株) 寿 工 務 店 石田 和正
尾 崎 建 設 (株) 高橋 伸次 日 昭 建 設 (株) 竹村 美和

勤労者退職金共済機構理事長表彰

永年にわたり、建設業退職金共済制度の普及、加入の促進、履行の確保に尽力された事業所。

入交道路施設(株) (株)四国ネット

財団法人建設業福祉共済団理事長表彰

協会役職員として、共済団事業の運営に功労のあった方。

山本 總 石建 守 田内 雅毅 尾崎 盛裕 沢良木基希

高知県建設業協会会長表彰

1. 会員表彰

協会並びに業界の発展にご尽力された方。

(株) 山 本 建 設 山本 諭
 黒 岩 工 業 (株) 野村 俊博
 (株) 中 島 工 務 店 増本 正人

(有) 谷 脇 組 谷脇 巖
 (株) 田 中 工 務 店 田中 孝佑
 (株) ヤ マ サ 坂本 洋介

2. 従業員表彰

従業員として永年社業の隆盛に貢献された方。

入 交 建 設 (株) 石川 淳
 入 交 建 設 (株) 広内 岳志
 入 交 建 設 (株) 西村 次人
 四国リニューアル(株) 小野 大樹
 新 進 建 設 (株) 岡林 康浩
 新 進 建 設 (株) 小松 和弘
 新 進 建 設 (株) 竹島 史祥
 大 旺 新 洋 (株) 吉良 裕児
 大 旺 新 洋 (株) 野村 功
 大 旺 新 洋 (株) 宮本 俊二

ミタニ建設工業(株) 川村 誠
 ミタニ建設工業(株) 近藤 泰二
 ミタニ建設工業(株) 谷岡 孝一
 栄宝生建設(株) 渡邊 一史
 栄宝生建設(株) 片岡 憲夫
 栄宝生建設(株) 田中 一彦
 旭ブロック建設(株) 門田 崇文
 (株) 三宝工務店 野村 紀文
 (株) 三宝工務店 中尾 博文

○特別講演

－郷原信郎氏が講演－

関西大学特任教授の郷原信郎氏を講師に特別講演を開催しました。

郷原氏は、今回の問題を契機にコンプライアンスの有り方を検証し、新しい仕組みを考えるよう呼びかけました。

特別講演には会員企業の他、関係団体、行政機関等の約200名が聴講しました。

○人事異動

北川 愛（臨時職員）任期満了により6月30日付け退職



協会行事一覧

4月

日	曜日	項 目
4	木	正副会長会
11	木	情報共有システム実証実験
15	月	携帯電話のGPS機能を活用した災害情報共有システム訓練
19	金	総務正副委員長会
		総務委員会
		会員懇談会
20	土	青年部連合会 総会
22	月	監査会
26	金	理事会

5月

日	曜日	項 目
7	月	正副会長会
10	金	建築部会 総会
15	水	下水道部会 総会
20	月	土木部会 正副部会長会
		土木部会 定時総会
		定時総会・表彰式・特別講演
		倫理委員会
		建設会館 定時株主総会
21	火	建産連 常任理事会
31	金	建産連 総会
		支部長会 総会

6月

日	曜日	項 目
4	火	正副会長会
12	水	土木委員会
17	月	女性部 監査会
		女性部 役員会
21	金	コンプライアンス委員会
24	月	倫理委員会

優良建設工事施工者表彰の改正点について

高知県土木部建設検査課

県は、平成16年度から県の発注工事の中で、特に優秀な成績を収めた工事を「高知県優良工事施工者表彰」として表彰していますが、本年6月6日に実施要領を改正しましたのでお知らせします。

今回の改正は、一昨年の談合問題を受けまして、新たに「表彰効力の失効」に関する項目を設けたものです。概要は下記のとおりになっていますが、詳しくは県の建設検査課のホームページをご覧ください。

なお、本年度の「高知県優良建設工事施工者表彰」につきましては、7月下旬に応募のお知らせ、8月中旬頃から土木事務所等の発注機関で応募の受付を開始する予定となっていますので、よろしくお願いします。

記

【表彰効力が失効する場合】

1. 受賞工事又は受賞した企業が次のいずれかに該当することとなった場合

- ①受賞工事の工事成績評定点が修正により80点未満となった場合。
- ②表彰を受賞した企業が、同一年度内に別の工事で指名停止を受ける等、実施要領に規定する応募の要件を満たさないことが判明した場合。
- ③受賞工事において、粗雑が発覚し処分を受けた場合。
- ④受賞工事において、当該工事が原因での事故が発覚し処分を受けた場合。
注)処分とは建設業法の監督処分、指名停止、指名回避をいう。
- ⑤その他表彰の効力を失うに十分な理由がある場合

企業、現場代理人、主任技術者(監理技術者)の表彰が失効

2. 過去に表彰を受賞した企業が不正行為等を行った場合

企業による不正行為等が実施要領改正日以降に起こり、指名停止処分(4ヵ月以上)を受けた場合、下の①か②のいずれか長い期間の受賞工事が失効

- ①不正行為等が認定された年度から処分を受けた前年度のまでの受賞工事
- ②不正行為等による処分を受けた前年度から過去7年間の受賞工事

注)不正行為等とは、過失による粗雑工事、工事が原因での事故、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害、談合、高知県暴力団排除条例違反、その他表彰の効力を失うに十分な理由があるもの

企業は失効、現場代理人、主任技術者(監理技術者)の表彰は、関与がなければ表彰は有効

①のケース

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
企業A		受賞	受賞	受賞	受賞	受賞		受賞	受賞	受賞	受賞			
				不正行為等								処分		
	有効	有効		失効	失効	失効		失効	失効	失効	失効			

②のケース

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
企業B	受賞	受賞	受賞	受賞	受賞	受賞		受賞	受賞					
								受賞	受賞	不正行為等	処分			
	有効	有効	有効	失効	失効	失効		失効	失効					

7年間

実施要領改正日
H25.6.6

上記の事案が発覚した場合、建設検査課から表彰効力の失効の通知を行います。
その際、該当年度の表彰状の返却も協力お願いします。

問い合わせ先

高知県土木部建設検査課
電話:088-823-9825
FAX:088-823-9263
E-mail 170601@ken.pref.kochi.lg.jp

「車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習」開催のご案内

建設業労働災害防止協会高知県支部

平成25年7月1日より、労働安全衛生規則が改正され「鉄骨切取機」「コンクリート切取機」「解体用のかみな機」(以下、「鉄骨切取機等」)が車両系建設機械の運転技能として規則の対象となり、運転操作には車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了することが必要となりました。

しかし、平成25年7月1日現在に於いて一定の資格を有する者でかつ、鉄骨切取機等の運転経験が6ヶ月以上有る者は、経過措置の期間内に特例講習を受講することができ、高知県支部では以下の2つの特例講習を実施します。

記

1. 受講対象者 【第1種技能特例講習】

平成25年7月1日時点で車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者で「鉄骨切取機等」新機種の実験が6ヶ月以上の者

【第3種技能特例講習】

平成25年7月1日時点で車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者で「鉄骨切取機等」新機種の実験が6ヶ月以上の者

2. 開催日時及び会場等

開催日	講習時間(終了試験含む)		会 場	定 員
	【第1種】	【第3種】		
8月28日(木)	9:30～12:30	8:30～12:30	高知県建設会館	100名
9月12日(木)	9:30～12:30	8:30～12:30	高知県建設会館	100名

3. 受講料(おしらせのコース代・消費税を含む)

【第1種】4,500円

【第3種】6,000円

※お申し込みは、受講申込書に「業務経験証明記入、所有資格の修了(写真・写真2枚添付のうち高知県支部までお送りいただく方を提出してください)」

※申し込み時又は当日、技能講習修了(3原種)【第1種(解体)・【第3種(整地等)】を必ずご持参ください。

3. その他

本講習は第3種を8:30から開催し、9:30から第1種を合わせて実施いたします。

受講申込書は高知県支部のHPでもダウンロードできます。(裏表印刷でお知らせします)

受講申込書のご請求、その他お問合せにつきましては、建設業労働災害防止協会高知県支部にお問い合わせください。

建設業労働災害防止協会高知県支部
〒780-0870 高知市本町4丁目2-15
TEL: 088-822-0321
FAX: 088-822-0513

建設業に働く皆さんへ

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会では、建設業を担っている皆さんの意識高揚を図るとともに、一般の人たちへ建設業の役割や重要性について理解と関心を高めていただくために、建設業で働く方の主張を募集します。建設業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、これから就職しようとする若者へのメッセージなど、皆さんからの応募をお待ちしております。

01 応募対象

平成7年4月1日以前生まれで、建設業に入職後、1年以上の実務に携わっている方。

02 応募テーマ

建設産業がもたらす「夢」や「憧れ」、建設業の仕事を選んだ動機、自分の目標、これから就職しようとする若者や後輩へのアドバイス等、建設産業のイメージアップにつながるテーマとします。

03 応募作

応募作は自作の未発表のものに限ります。
・1200字～2000字(400字詰め原稿用紙で3枚～5枚以内)。
・原稿用紙の場合、鉛筆(HB以上)またはボールペンで記入して下さい。
・パソコン等で作成し、プリントアウトしての提出も可能です。

04 応募期間

平成25年6月24日(月)～平成25年8月26日(月)(当日消印有効)

05 送り先

応募用紙(右ページ)に必要事項を記入の上、所在する各都道府県建設業協会(裏面参照)、または、人材協事務局(建設業振興基金)あてに郵送して下さい。

応募用紙はホームページからもダウンロードできます。

応募用紙のダウンロードはこちら ▶ [ヨイケンセツドットコム](#)

検索

06 入選・賞

国土交通大臣賞	1名程度(賞状及び副賞)
国土交通省土地・建設産業局長賞	2名程度(賞状及び副賞)
佳作	10名程度(賞状)

07 審 査

国土交通省に設置する「優秀作選考委員会」において行います。

08 表 彰

平成25年度優秀施工者国土交通大臣顕彰式典(平成25年10月)にて表彰予定です。

09 そ の 他

応募用紙等に記載の個人情報、その運営に必要な範囲内で利用します。応募者に同意を得ずに、利用目的を超えて利用することはありません。入賞作の一切の権利は国土交通省に帰属します。

なお、応募作は一切返却しません。

10 問い合わせ先

- ・(一財)建設業振興基金構造センター(建設業人材確保・育成推進協議会事務局)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階 TEL 03-5473-4572
- ・(一社)高知県建設業協会
〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15 TEL 088-822-6181

建設産業人材確保・育成推進協議会「私たちの主張」 ～未来を創造する建設業～ 応募用紙

..... 応募用紙記入上の注意

- ① 必要事項を記入のうえ、応募作に添付して各都道府県の建設業協会または、人材協事務局（建設業振興基金）まで郵送してください。
- ② メールやFAXでは受け付けておりません。ご了承ください。
- ③ 応募用紙は記入漏れのないようにお願い致します。

✂ キリトリ

(この応募用紙を作品の表面にホチキス止めしてください)

テーマ名

氏 名	(ふりがな)	男・女 ☐ で囲んでください
生年月日	昭和・平成 年 月 日	(歳)
自宅住所	〒 -	
自宅電話番号	() -	
会 社 名		
会社住所	〒 -	
会社電話番号	() -	
職 種		
建設業における 勤続年数	年 カ月	

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

～ 適正な契約による適切な賃金水準確保に向けて ～

国土交通省では、技能労働者が不足している状況を反映するとともに社会保険への加入の徹底の観点から、平成25年3月末に平成25年度公共工事設計労務単価を設定し、全国平均で約15.1%の上昇となったところです。

これを受けて、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げて取り組むこととなりました。

この度、国土交通省では、これらの取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくことといたしました。

TEL. 0570-004976

マルマルヨクナロウ

受付時間／10:00－12:00 13:30－17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国 土 交 通 省
建設業法令遵守推進本部

平成25年6月21日
西日本高速道路株式会社

報道関係各位

工事の総合評価落札方式における価格評価基準額等の見直しについて

NEXCO西日本（大阪市北区、代表取締役社長：石塚由成）は、平成25年7月1日以降入札公告を行う工事を対象に総合評価落札方式における価格評価基準額^{※1}等を見直すこととしましたのでお知らせします。

国土交通省では、ダンピング受注の排除を図る観点から、平成25年5月16日以降入札公告工事を対象に低入札調査基準価格の上方見直しがなされています。

このような中、弊社においては他者が価格評価基準額付近で入札しても、技術評価点が上まわっていれば低入札基準価格付近で入札しても優位となるよう、価格評価基準額を大幅に上方見直しすることとしました。

また、あわせて低入札基準価格（国土交通省では、低入札調査基準価格）についても引き上げを行い国土交通省と同一とします。

なお、この変更により、土木工事では、価格評価基準額が契約制限価格に対して、平均的に約81%程度であったものが、約86%程度に上昇する見込みです。

※1 総合評価落札方式において、この額を下回ると過度な低入札として価格評価点を加算しないこととする額です。

この件に関するお問い合わせは、

NEXCO西日本 広報課 田中、樫塚 TEL:06-6344-7410(マスコミ専用)

※本資料は、近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、大阪経済記者クラブ、大阪建設記者クラブにお配りしています。

(事業主の方へ)

有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等の 企業内でのキャリアアップに取り組む事業主を支援します!

キャリアアップ助成金

厚生労働省では、非正規雇用問題に対する取り組みの一環として、有期契約労働者等(※1)の企業内でのキャリアアップ等を支援する事業主に対する包括的な助成制度(有期契約労働者等の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など)を、平成25年度から創設しました。

なお、重点分野等(健康、環境、農林漁業等)の事業主が実施する人材育成については、より手厚い助成措置を実施(※2)しています。

有期契約労働者等のキャリアアップ等を促進することで、労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着が期待できます。

(※1) 有期契約労働者および正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者をいいます(短時間労働者、派遣労働者を含みます)。

(※2) 非正規雇用労働者育成支援奨励金(日本再生人材育成支援事業)

助成内容		助成額 () 額は大企業の額(短時間正社員コースは大規模事業主)
正規雇用等 転換 (注1)	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます。)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	① 有期→正規: 1人当たり40万円(30万円) ② 有期→無期: 1人当たり20万円(15万円) ③ 無期→正規: 1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算
人材育成 (注2)	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(OFF-JT) または ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成: 1h当たり800円(500円) 経費助成: 上限20万円(15万円) OJT《1人当たり》 実施助成: 1h当たり700円(700円)
処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) ※「職務評価」の手法を活用した場合、 1事業所当たり 10万円(7.5万円) 上乗せ
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円)
短時間正社員 (注3)	短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算
パート労働 時間延長 (注4)	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円)

(注1) 1. 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。

2. 派遣労働者の場合、派遣元事業所で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成します。

3. 無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年以内の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります(5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応)。なお、短時間正社員に転換した場合は対象外となります(短時間正社員コースにより助成します)。

(注2) 重点分野等の事業主の場合、経費助成は、「日本再生人材育成支援事業」により上限30万円(20万円)(平成25年1月実施)

(注3) 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。

(注4) 社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的としています。

活用に当たっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、
「キャリアアップ計画の作成」が必要です。詳細は裏面をご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL250516派企03

(事業主の方へ)

「若年者・非正規雇用労働者」の 採用や人材育成および企業内でのキャリアアップ に取り組む事業主の皆さまを様々な施策で支援します

厚生労働省では、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、以下の事業を新たに実施しています。

事業主の皆さまがこれらの取組みを実施することにより、労働者の士気・能力の向上等を通じた**企業の生産性の向上、優秀な人材の確保・定着**が期待できます。支援策の主な内容は以下のとおりです。

施策名	対象	取組内容	支援
若者応援企業 宣言事業(※1)	若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を公開する中小・中堅企業	ハローワークに学卒求人・一般求人を提出し、「宣言基準」を満たした企業を「若者応援企業」として、提出された求人を「若者応援企業求人」として公開	・重点的に若者とのマッチング ・労働局のホームページに「若者応援企業」として企業名等を掲載し、PR
若者チャレンジ 奨励金(※2) (若年者人材育成・ 定着支援奨励金)	35歳未満の非正規雇用の若者を雇い入れる事業主 (紹介予定派遣も可)	自社内の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(*)を実施 (*)有期実習型訓練の拡充版です。	助成金の支給
非正規雇用 労働者育成 支援奨励金 (※3) (日本再生人材 育成支援事業)	非正規雇用労働者(年齢不問)の人材育成を行う重点分野等の事業主	一般職業訓練(Off-JT)または有期実習型訓練(Off-JT+OJT)を実施(*) (*)重点分野等の事業主を対象としたキャリアアップ助成金「人材育成コース」のより手厚い助成措置です。	助成金の支給
キャリアアップ 助成金(※3)	非正規雇用労働者(年齢不問)の企業内でのキャリアアップを行う事業主(業種不問)	人材育成を含むより包括的な企業内でのキャリアアップに向けた取組を実施 ・正規雇用等転換コース ・人材育成コース ・処遇改善コース ・健康管理コース ・短時間正社員コース ・短時間労働者の労働時間延長コース	助成金の支給

※1 「若者応援企業」の名称の使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までとなりますのでご注意ください。

※2 若者チャレンジ奨励金は、平成25年度末までの時限措置であり、予算額の範囲内での支給となりますので、予算額に達した場合は、中止となります。ご注意ください。

※3 非正規雇用労働者：有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者等。
活用に当たっては、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」の配置および「キャリアアップ計画」の作成が必要になりますのでご注意ください。

**各施策を活用する上で必要な要件については、施策ごとのリーフレット
またはお近くの都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。**



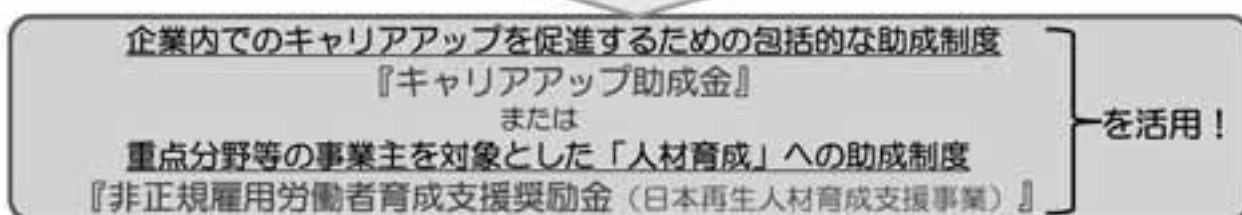
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL250516派企05

お知らせ

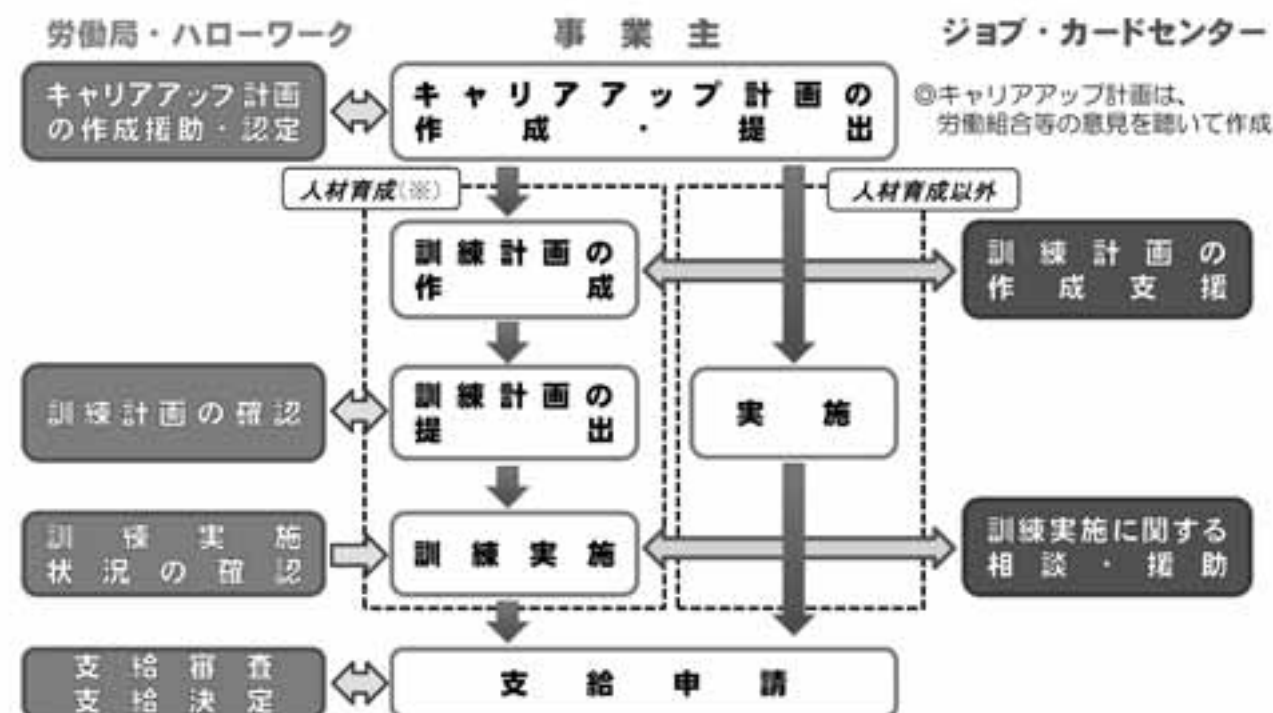
『有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン』の主な内容 (助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項)	
①キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として位置付け
②計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
③正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
④人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施（目標の明確化） ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
⑤処遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映
⑥その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員（注）への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 （注）通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。

これらを実施



受給までの流れ

（※）『有期実習型訓練』を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

皆 様 へ

当協会では、建設業のコンプライアンス徹底を図るため「コンプライアンスに関する相談窓口」と「公益通報連絡窓口」を設置しております。

ご利用に当たっては、それぞれの取り扱い要領をご確認いただきますようお願いいたします。

(一般社団法人 高知県建設業協会)

「コンプライアンスに関する相談窓口」

1. 利用者の範囲

会員・非会員を問わない

2. 相談の内容

各種法令・規則・制度等に関するもの

(お問い合わせ先)

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設業協会事務所

TEL (088) 822-6181

FAX (088) 823-5662

受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）8：30～17：00

「公益通報連絡窓口」

1. 利用者の範囲

- (1) 会員（法人にあってはその役員及び従業員）
- (2) 県民（通報対象となる法令違反が生じ、又は生ずる恐れがあると信じたことに相当の理由がある場合に限る。）

2. 通報の内容

当協会員の独占禁止法等法違反行為及び当協会が策定した「行動憲章」に反する行為。

3. 通報受付の対象外となるもの

- 個人的なトラブルによるもの
- 業務外の私生活上の違反等
- 誹謗・中傷に該当するもの
- 専ら個人の利益を図ることを目的としたもの
- 具体的根拠に乏しいもの

4. 通報者の保護

通報者に対する不利益取り扱い等は禁止されています。また、通報者情報や通報内容・調査結果等の情報は、秘密として取り扱われ、通報処理以外の目的では使用されません。

5. 通報者への連絡

お送りいただいた通報につき調査を開始するか否かを決定した際には、通報を受け付けた窓口よりご連絡いたします。また、通報対象事業の確認や調査の為、公益通報取扱事務所の責任者よりご連絡し、詳細をお伺いする場合があります。

その他

- (1) 通報にあたっては、公益通報取扱要綱をご一読願います。
- (2) 通報者の氏名及び連絡先が不明な場合は、原則として受付できません。
- (3) 通報事実を裏付ける資料、証拠があれば、通報時にご提出・ご連絡ください。

(通報先)

■面談・電話※・ファクシミリ

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

高知県建設会館3階 「公益通報取扱事務所・倫理委員会事務局」

TEL (088) 821-9779

FAX (088) 821-9719

受付時間：火曜日、木曜日（祝祭日除く）10：00～16：00

※電話での通報に関しては、録音させていただきますので、ご了承ください。

■書面郵送

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15

一般社団法人高知県建設業協会 「倫理委員会事務担当者」あて

Compliance

建設業は法令を遵守します

私たちは約束します

クリアな未来へ

Construction industry

一般社団法人 **高知県建設業協会**

※「公益通報連絡窓口」を設置しています

公益通報連絡窓口（倫理委員会 事務室） TEL 088-821-9779 FAX 088-821-9719

中小・中堅
建設業者の
皆様へ

専門家による 経営相談です

建設企業のための 経営戦略アドバイザー事業

「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した中小企業診断士、公認会計士等の専門家がアドバイスを行います。



支援メニュー

MENU1 相談支援 (1企業あたり必要に応じて2回まで)

相談内容に応じて、「エリア統括マネージャー」が電話によるアドバイスを行います。その上で、必要に応じて、「建設業経営戦略アドバイザー」を建設企業に派遣します。

[初回は無料、

2回目は自己負担額2,700円+振込手数料]

新事業展開、事業承継、内部管理の効率化、企業再編・廃業、経営革新など建設業が抱える経営上の課題、技術上の課題まで幅広く対応して丁寧にアドバイスを行います。

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。



※経営戦略アドバイザーからプロットごとに課金。(全額11プロット)

MENU2 重点支援 (相談支援を実施した企業の中から選定)

チームアドバイス支援 [支援費用の1割を自己負担]

新事業展開、企業再編、廃業に関して、支援チームを組成し、目標達成に向けて継続的に支援します。

ステップアップ支援

建設業のノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援します。(最大300万円まで支援)

ご相談はこちらへ

経営戦略相談窓口一覧

<http://www.yoi-kensetsu.com/advisory/>

(一財)建設業振興基金 構造改善センター	TEL 03-5473-4572	FAX 03-5473-4594
国土交通省 北海道開発局 建設産業課	011-709-2311	011-738-0235
国土交通省 東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171	022-227-4459
国土交通省 関東地方整備局 建設産業第一課	048-601-3151	048-600-1921
国土交通省 北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571	025-280-8746
国土交通省 中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	052-953-8606
国土交通省 近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1141	06-6942-3913
国土交通省 中国地方整備局 計画・建設産業課	082-221-9231	082-511-6189
国土交通省 四国地方整備局 計画・建設産業課	087-851-8061	087-811-8414
国土交通省 九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	092-476-3511
内閣府 沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910	098-861-9926

経営相談の
申込は、裏面を
ご利用ください。

助け合い、未来を創る。



建設業界による自主的な
共済保険で保険料が安い。

元請・下請問わず
無記名で補償。

元請・下請それぞれの
保険契約者へ重複支払い。

企業の諸費用部分も補償。

事業主(保険契約者)への
速やかな支払い。

経営事項審査において
15点の加点。

公益財団法人
建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

取扱機関 (一社)高知県建設業協会 〒780-0870 高知市本町4-2-15 TEL.088-822-6181 FAX.088-823-5662

詳しい情報、保険料試算などの
お問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

**育英奨学
事業**

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に
対して、要保期間および小学校から大学までの在学
期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

退職金手帳 手に手に明るい職場

建 退 共 高 知 県 支 部

●高知市本町4丁目2-15 建設会館内

●TEL 088-822-6181

第8話 ^{かて}糧を見つけた現場



平成13年度 厚生労働大臣賞
川邊友和さんの作品をもとに
脚色を加えたものです

画 しあづま のぼる









生活習慣を見直しましょう⑥



暑さが厳しい夏がいよいよやってきます！

こういった時には、冷たいビールを飲んで疲れを癒したいですね！しかし、アルコールの摂取には注意が必要です。

アルコールの取り過ぎは、メタボリックシンドロームになりやすく、その結果、高血圧や高脂血症、高血糖にもつながると言われています。最終的には、心臓・血管病の重大な病気になる危険性が高くなります。

今回はe-ヘルスネットから、「アルコールとメタボリックシンドローム」をご紹介します。適度に肝臓を休ませ、健康体を夏を乗り切りましょう！

(「高建」編集担当者会事務局)

アルコールとメタボリックシンドローム

メタボリックシンドロームに関わる、高血圧、高脂血症（脂質異常症）、高血糖にはお酒の飲みすぎが関与している場合が多数見られます。そのためメタボリックシンドロームの予防および治療には「節度ある適度な飲酒」として、成人男子では1日平均2ドリンク（純アルコールで20g：日本酒換算約1合）程度までとし、さらにそれに週に2日間の休肝日を入れることが大切です。

1. はじめに

メタボリックシンドロームとは、内臓肥満（内臓に脂肪がたまった）の状態（基準は腹囲が男性は85cm、女性は90cm以上です）で、ここに、高血圧（130/85mmHg以上）、高脂血症（脂質異常症ともいう）（HDLコレステロールが40mg/dl以下あるいは中性脂肪（TG）が150mg/dl以上）、高血糖（空腹時血糖が110mg/dl以上）の3つの項目のうち、2つ以上が当てはまる場合をいいます。なぜメタボリックシンドロームを問題にするかというと、この状態ではきわめて動脈硬化をきたしやすく、心臓・血管病（脳梗塞や心筋梗塞など）の重大な病気になる危険性が大だからです。

2. アルコールと生活習慣病

このメタボリックシンドロームとアルコールがどのようにかかわっているかというと、メタボリックシンドロームの要素である肥満、高血圧、高脂血症、高血糖（糖尿病）などは生活習慣病と言われ、生活習慣であるお酒の飲みすぎで起こるからです。すなわち肥満は、お酒自体のカロリーだけでなく、つまみが脂っこいものであったり、食欲が亢進したりすることにより起こります。高血圧は飲酒量が多くなるほど頻度が増えることが報告されています。高脂血症としては飲酒により中性脂肪が増加します。糖尿病も食べすぎによるカロリーオーバーだけでなく、アルコール性肝臓病あるいは膵臓病でも起こります。

これらの生活習慣病は、わが国における飲酒量が第二次世

界大戦後急激な増加を示したこと、また折からの経済不況や構造改革とあいまって大きな変革期を迎えストレスフルな状況が増強してきたことなどから大量飲酒者が生じたため、それに伴い増加しています。さらに問題は、一般大衆ばかりでなく生活習慣病を診療している医師でさえもが、アルコールと生活習慣病の重大さを認識していないために、生活習慣病患者の適切な指導である節酒や断酒の指導を行わず、その結果メタボリックシンドロームへの進展を看過し、さらに動脈硬化による心臓・血管病への道を進む手助けをしていることが考えられることです。そしてその結果、莫大な医療費の無駄使いをしているのが現状と思われます。

3. 終わりに

それではどのように飲みすぎによるメタボリックシンドロームを予防するかというと、2000年より12年間にわたって展開されるべき国民の健康施策「健康日本21」の中で掲げているアルコールの施策「節度ある適度な飲酒；low-risk drinking」の中にあるように、飲酒量を成人男子では1日平均2ドリンク（純アルコールで20g：日本酒換算約1合）程度までとし、さらにそれに週に2日間の休肝日を入れることです。またすでにメタボリックシンドロームになっている人で、上記の節度ある適度な飲酒量を超えている場合には、一時的（約1カ月）な断酒も必要かもしれません。そしてもし断酒や節度ある適度な飲酒が守れない場合には、アルコール依存症になっているかもしれませんので、その場合には速やかにアルコールの専門病院を受診することをお勧めします。

統計資料

都道府県別許可建設業者数

(国土交通省建設業課調 平成25年3月末現在)

都道府県	大臣			知事			合計
	一般	特定	純計	一般	特定	純計	
北海道	89	78	134	18,999	2,269	20,023	20,157
青森	42	24	50	5,536	496	5,700	5,750
岩手	36	32	50	4,067	350	4,166	4,216
宮城	116	81	158	7,092	578	7,415	7,573
秋田	41	39	57	3,903	372	4,040	4,097
山形	61	54	82	4,495	388	4,638	4,720
福島	65	46	84	8,391	545	8,598	8,682
茨城	83	53	116	11,763	801	12,081	12,197
栃木	50	50	77	7,191	501	7,402	7,479
群馬	65	60	97	7,325	470	7,506	7,603
埼玉	259	160	350	22,445	851	22,860	23,210
千葉県	152	111	209	17,061	1,068	17,623	17,832
東京都	1,855	1,691	2,781	38,634	3,260	40,909	43,690
神奈川県	355	290	497	25,445	1,462	26,332	26,829
新潟	87	77	115	10,049	982	10,324	10,439
富山	90	63	112	5,068	405	5,206	5,318
石川	86	66	113	5,236	416	5,445	5,558
福井	43	43	67	3,853	458	4,039	4,106
山梨	20	16	27	3,374	316	3,530	3,557
長野	54	55	86	7,568	766	7,907	7,993
岐阜	108	94	153	8,197	677	8,474	8,627
静岡県	101	66	136	14,475	969	14,959	15,095
愛知県	394	246	516	23,876	1,526	24,624	25,140
三重	64	48	91	7,054	600	7,269	7,360
滋賀	38	38	61	5,140	503	5,369	5,430
京都	134	117	192	10,979	952	11,473	11,665
大阪府	1,032	708	1,376	33,651	2,285	34,894	36,270
兵庫県	223	216	339	17,570	1,627	18,395	18,734
奈良	35	38	60	4,641	517	4,892	4,952
和歌山	47	42	63	4,483	544	4,674	4,737
鳥取	23	14	31	2,050	254	2,125	2,156
島根	42	24	50	2,772	397	2,933	2,983
岡山	84	70	123	6,472	867	6,919	7,042
広島	182	141	255	11,146	834	11,564	11,819
山口	68	57	99	5,832	528	6,103	6,202
徳島	32	25	43	2,971	341	3,170	3,213
香川県	74	48	94	3,686	365	3,855	3,949
愛媛	46	33	63	5,265	552	5,573	5,636
高知県	10	15	23	2,766	406	2,965	2,988
福岡	292	207	386	19,407	1,833	20,450	20,836
佐賀	50	44	74	3,045	235	3,135	3,209
長崎	45	37	62	4,799	491	4,987	5,049
熊本	48	48	72	6,098	713	6,449	6,521
大分	44	32	52	4,307	388	4,449	4,501
宮崎	33	28	44	4,370	468	4,578	4,622
鹿児島	46	43	64	5,293	710	5,494	5,558
沖縄	5	4	6	4,336	926	4,594	4,600
計	6,949	5,572	9,790	442,176	37,262	460,110	469,900

平成25年 死亡重大災害発生状況

△ 附錄 1 1 公費生學費減免規定全文

[illegible][illegible]

※ 運別発生状況（平成25年5月末日現在における、死者数及び前年同期比較）

	新成菜	紅菜	綠菜	洋菜	什菜	水陸菜	第1次好菜	平均	合計
平成24年	1	0	2	2	0	0	1	0	6
平成25年	1	0	1	0	1	1	0	1	5
計	2	0	3	2	1	1	1	1	11

昭和25年に於ける労働物産増進

[5月末現在]

[illegible]

高知の公共工事動向(平成25年6月)

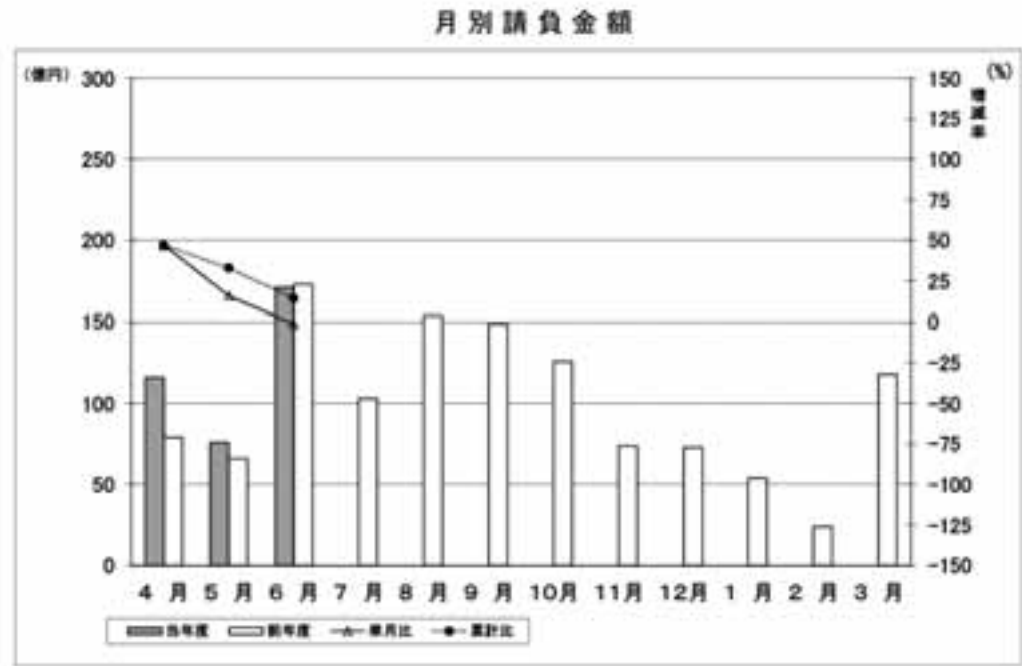
西日本建設業保証株式会社
高知支店

1. 平成25年6月の状況(前年同月比)

平成25年6月の高知県内の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比21.1%増の356件、請負金額は同1.1%減の171億5,900万円となり、件数で前年同月を上回ったものの、請負金額では前年同月を下回った。
これを発注者別の請負金額でみると、国、県で大幅増となったものの、独立行政法人等、その他の公共的団体で大幅減、市町村で2桁減となった。

2. 平成25年4月～25年6月の状況(前年同期比)

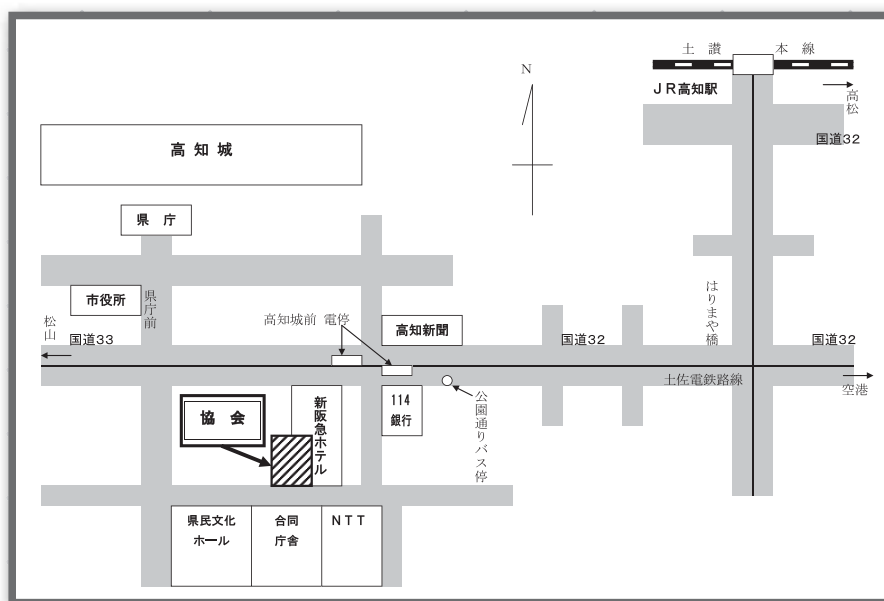
累計では、件数は前年同期比37.1%増の832件、請負金額は同14.4%増の364億9,900万円となり、件数、請負金額ともに前年同期を上回った。
これを発注者別の請負金額でみると、独立行政法人等、その他の公共的団体で大幅減となったものの、県、市町村で大幅増、国で2桁増となった。



発注者別保証実績表

発注者	単月(6月)				累計			
	件数	前年対比増減率	請負金額	前年対比増減率	件数	前年対比増減率	請負金額	前年対比増減率
国	69	19.0	6,015	23.0	112	10.9	9,603	18.2
独立行政法人等	3	0.0	770	▲60.1	10	25.0	1,019	▲48.9
高知県	156	36.8	4,559	34.0	376	50.4	12,319	43.2
市町村	126	10.5	5,525	▲12.8	324	36.7	12,864	21.4
その他	2	▲60.0	286	▲63.4	10	▲9.1	692	▲73.2
合計	356	21.1	17,159	▲1.1	832	37.1	36,499	14.4
四国	1,319	16.3	52,395	13.9	3,467	33.6	132,661	27.8
全国	24,633	11.6	1,386,763	21.7	61,399	19.8	4,070,032	25.2

協会案内



〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

T E L 088-822-6181

F A X 088-823-5662

一般社団法人高知県建設業協会の概要

当協会が高知県の建設企業で構成する業界団体です。

理事会を中心に、常置委員会と特別委員会を組織して運営しています。

また会員企業は、土木部会・建築部会・下水道部会の何れかに属し、その業種に応じた活動も展開しています。

平成22年4月には県内12地域に支部機能を担う団体を組織し、各支部が地域の実情に応じた取組みを積極的に推進しています。

【協会内組織】

委員会

常置委員会（総務・労務・土木・建築・保健）

特別委員会（倫理委員会、コンプライアンス委員会、高知県若年建設従事者入職促進協議会）

支部長会

青年部連合会

女性部

<協会が窓口となる機関>

高知県建設産業団体連合会

高知県建設会館

自由民主党高知県建設支部

勤労者退職金共済機構 建退共高知県支部

建設業福祉共済団（法定外労災補償制度）

建設業振興基金（建設業経理事務士検定試験）

第三者賠償責任保険

「高建」編集担当者会 事務局通信

「高建」の紙面充実のため次のアンケートにご協力下さい。

○「おめでたいニュース」コーナーへの情報提供

このコーナーでは会員企業・関係団体の皆様のおめでたいニュースを掲載しています。

(1)「おめでたいニュース」はありますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

①どういった内容ですか？(該当するものを○で囲んで下さい)

【 結婚 出産 昇進 誕生日 受賞(趣味等でも可) 資格取得 入社 その他() 】

②そのニュースの当事者はどちらの方ですか？

【 自分 ・ 知人 】(どちらかを○で囲んで下さい)

③そのニュースは「高建」への掲載が可能ですか？

【 可能 ・ 不可 ・ 不明 】(いずれかを○で囲んで下さい)

○「支部・会員企業・関係団体イベント情報」の提供

このコーナーでは、支部・会員企業・関係団体が単独もしくは協力して開催しているイベント情報(地域内のお祭りも含む)を掲載します。

(1) イベント情報はございますか？

【 有 ・ 無 】(どちらかを○で囲んで下さい)

(2) 有の場合は次をご記入下さい。

イベント名：

概 要：

○クロスワードパズル回答 (P43参照)

解答 _____ (未記入でもかまいません)

○「高建」へのご意見・ご感想がありましたらご記入ください。

()

お 名 前	
所属(団体・企業)	
電 話 番 号	

ご協力ありがとうございます。下記によりご送信ください

「高建」編集担当者会 事務局 あて

FAX 088-823-5662

余白活用コラム*ダーツ編

「高建」編集担当者会事務局の徳久です。今年の3月に建設業協会に入り、この「高建」の一担当をしています。この私自身がはまっている趣味にダーツがあります。少しでも興味を持ってもらうことを願って紹介させていただきます。

ダーツについて

近年の日本の余暇時間の増大に伴い、21世紀のスポーツとして注目されているのが「ダーツ競技」です。ダーツ競技は年齢、性別に関係なく誰でも手軽にプレー出来ます。また、この競技自体が心のバランス感覚を養うといった奥深いものを持っています。また、情操教育の一環として学校教育で行うことのできる「教育スポーツ」、高齢化社会へ向かっての「生涯スポーツ」として注目を集めています。

【投げるコツ】持ち方や投げ方などを固定することがまず重要で、一回一回投げ方が変わるのは絶対に良くないです。初心者の方が陥りやすいのが、体全体で投げようとする事です。そこで、綺麗に投げるためには、肘をなるべく動かさず体も固定し、投げた後の手を真ん中に伸ばしていくと、自然に綺麗なフォームになります。

【ダーツを行う場所】昔だとダーツバーやダーツショップといった専門的なお店でしか出来なかったです。しかし、近年はインターネットカフェやボウリング場などさまざまなお店に配置されるようになりました。しかも、専門的なお店だと一回プレイすることにお金を投入（ゲームによって違うが、1プレイにつき100円）しなければならなかったのが、一律の料金を払えば一定時間投げ放題（3時間1000円がオーソドックス）というお店も増えて来ました。

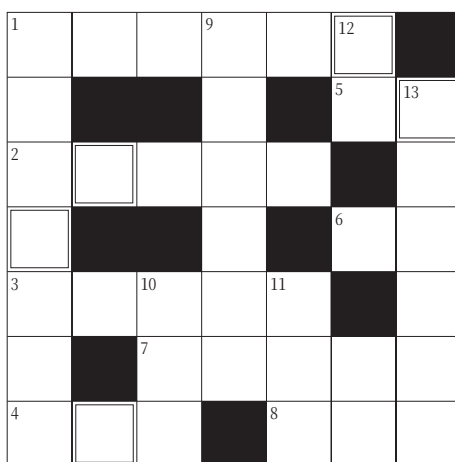
うまくなれば、お店だけで行う大会や地域の大会、県外に出て全国の人々と戦う大会など、大小ある大会に自由に出場できるのでスキルアップしやすいスポーツでもあります。

高知県でも、「Doll Darts Tournament」という大会が高知商工会議所で開催されています。この大会は四国では有名で、2013年の春に行われたときは、参加人数は100人以上おり大変賑わっていました。技能レベルに応じてクラス分けもありますので興味の有る方はぜひ参加して下さい。ちなみに私も、一番上のクラスである「GM Flight（グランドマスターフライト）」のシングルスに出場しました。結果は…優勝でした♪



クロスワードパズル

問 二重枠の文字を組み合わせて言葉完成させてください。



ヒント：ビールと良く合います。

(ヨコのカギ)

- ① 夏に咲く花。花の形が星型をしており、南十字星にみえることから日本ではこう名づけられた。
- ② 強い緑を帯びた宝石である。和名は、翠玉、緑玉。
- ③ 原子番号46の元素。白金族元素の1つで、貴金属にも分類される。
- ④ ○○ベッド。○○テール。
- ⑤ 齧歯類の1グループで、中南米の熱帯・亜熱帯地方に住み、体重は6～12kgと、大型。
- ⑥ マイクロとピコの間の単位。ギリシャ語で「小人」という意味に由来する。
- ⑦ 第二次大戦中の1940年、ドイツ軍に敗れたイギリス・フランス軍が劇的撤退をした地。
- ⑧ 4月から5月の春先にかけて漏斗型の特徴的な形の花を数個、枝先につける植物。さつきもこの植物に属する。

(タテのカギ)

- ① もともとはイスラム文化圏の民族衣装。2002年頃から再び流行しているファッションアイテム。
- ⑨ 運動後におこなうストレッチ。
- ⑩ フランス国籍の元サッカー選手。2006年のW杯MVP選手。
- ⑪ 足りないところがないこと。欠点がないこと。完全○○。
- ⑫ 鉱泉。温泉。また、それを中心としたリラクゼーション施設。
- ⑬ 人数に合わせて引いた平行線の一端にある当たりを引く仕組みのくじ。今日では平行線の間に横線を入れることが多い。あみだくじの別名。

キャリアオーバー中!!

正解者に抽選で2000円相当の商品券をプレゼント!!

前号の正解は
春号「花粉」でした。

南海地震に備えちよき

とにかく早く少しでも高い所に…

長い揺れや強い揺れを感じたら、とにかく早く少しでも高い場所へ避難しましょう。東日本大震災では、そこまで逃げれば安全と思われていた避難場所も被害にあいました。状況によってはさらに高い所に避難してください。

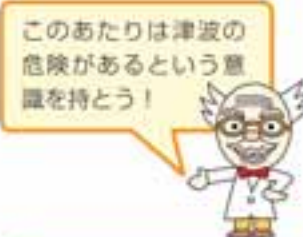


津波が来ないと予想されている所でも…

東日本大震災では、ハザードマップで自宅や学校・職場が津波浸水想定域に入っていないところでも、予想をはるかに超える津波が遡上して多くの方が被害にあわれました。津波浸水想定域でなくても安心は禁物です。まずは逃げましょう。

津波の浸水が予想される区域に住んだり、通勤・通学している人は…

決めた避難場所、避難経路を実際に確かめてみましょう。

			
津波注意の標識 	津波からの緊急避難場所  (高台等)  (津波避難ビル)  (県内統一で従来から使用)		

平野にいる場合は…

津波はまず川をさかのぼります。津波を警戒し、すぐに高台を目指して逃げましょう。

※川や海岸に行ったときは、突然の津波からの被害に備えてあらかじめ、高台や高い建物が周辺にないか確認しておきましょう。



津波警報が解除されるまでは…

津波警報が発表されたままなのに、自分で判断して避難先から帰る人がいます。津波は長い時間繰り返し襲ってきます。また、第一波より第二波が強い場合があります。

沖合に避難する方法も…

港にいる船舶の乗船者は急いで陸上の高台を目指して逃げましょう。港周辺や沿岸海域にいる船舶で水深の深い避難海域に逃げるほうが早い場合は直ちに避難海域に避難しましょう。

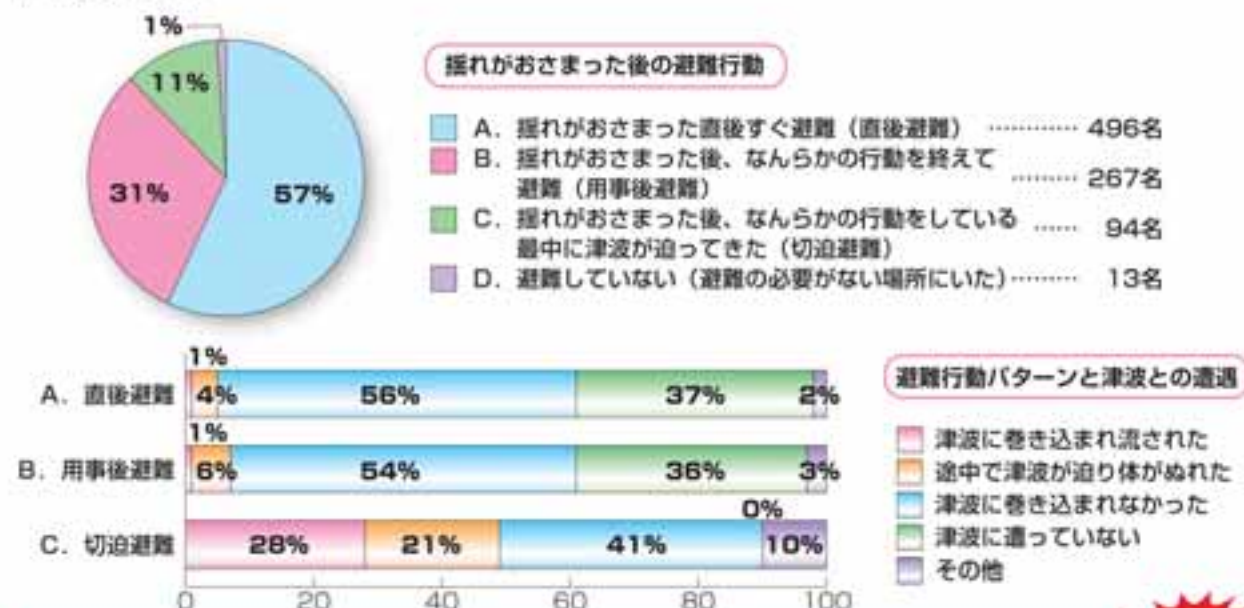
船舶で沖合に出る場合は、無線機、携帯電話、ラジオなどを備え早期に地震情報などが入手できる体制をとりましょう。

4) 東日本大震災では

■揺れがおさまった直後、すぐに避難を

東日本大震災の被災者870名を対象にした調査結果（内閣府・消防庁・気象庁共同調査）によると、地震発生直後に避難した人は57%、31%は何らかの行動を終えて避難（用事後避難）、11%は何らかの行動をしているうちに津波が迫ってきて避難（切迫避難）していました。

地震発生直後に避難した方は津波に巻き込まれ流されるなどの非常に危険な目にあった方が少ないのに対し、何らかの行動をしているうちに津波が迫ってきて避難した方の約半数は命を落としかねない危険な目にあっています。こうしたことから揺れがおさまったら、急いで避難することが自分の命を守ることにつながります。



■東日本大震災を経験して住民から出された主な意見

今回の経験を経て、得られた教訓や後世に伝えたいことについて、住民からは以下のような意見がありました。（自由回答）

教訓

- 大きな揺れを感じたら、すぐに避難する。
- ここなら津波は来ないだろうと思込むのは危険である。
- 過去の津波経験がマイナスに働くことがあり、経験にとらわれないことも重要である。

避難の行動・手段

- 緊急時に持って行く物を準備しておくことが重要である。
- 高いところへ逃げる。忘れ物をして、絶対に取りに帰らない。
- 安全な場所を自分で判断できるようにしておく。

■釜石市小中学校の避難成功例

東日本大震災において岩手県釜石市沿岸部の小中学校9校の生徒たちの避難率は100%に近く、ほぼ全員が無事避難しています。避難をした生徒たちは、大津波警報などの公的な情報を待たず揺れがおさまった直後、自分の判断や教師の指示によってすぐに避難を開始しています。

一方、東日本大震災発生時の高知県では避難対象者（19市町村18万1,883人）のうち、実際に避難したのは、わずか5.9%（1万7,555人）でした。津波が来ることはわかっているにもかかわらず避難行動を起こしていない方が多数を占めています。揺れがおさまったらすぐに避難するよう意識を持つことが大事です。

高知県防災キャラクター©やなせたかし

高知・西南地域観光キャンペーン



楽しまん！
はた博



黒潮・清流・里山の恵みを体感！

2013年
7月1日(月) ▶ 12月31日(火)



自然体験プログラムが充実！
「はたの夏休み」



宿毛市

四万十市

土佐清水市

黒潮町

大月町

三原村



参加
無料

幡多の宝「ホウバイ」争奪!

宝探しゲーム!

お宝ゲット
だぜ!



開催期間 7月1日(月)~12月31日(火)

抽選期間 7月1日(月)~9月30日(月)/
10月1日(火)~12月31日(火)

開催場所 四万十市・宿毛市・土佐清水市・
黒潮町・大月町・三原村

幡多6市町村で宝の地図に記載された
宝箱(キーワード)を見つけて応募しよう!

2つのキーワードから応募できるよ!
(全部まわれない方もイベントに参加できるよ)

まずは「お宝地図」をゲットせよ!

【お宝地図配布場所】

六市町村の各観光協会、エリア内の道の駅、ホテル、旅館など、
はた博関連施設に配布しています。
詳しくは公式ホームページにて。

豪華賞品が当たる!

【特別賞】ダイハツTANTO Ex L 1名様

【ふた旅賞】ペア宿泊券 10組・20名様

【はた旅賞】CASIO G-SHOCK 3名様

Canon EOS Kiss X 6i ダブルズームキット2名様

APPLE | i Pod touch 第5世代 (32GB) 2名様

任天堂 Wii U BASIC SET 2名様

幡多のブランド米 1年分 (玄米30kg×5) 3名様

約200名様に
総額約250万円

参加方法

1

宝の地図を入手してエリアを選択しよう!

まずは、宝探しの舞台となる6つのエリアから、自分が挑戦するエリアを選びましょう。
各エリアの観光マップを入手すると、検索に便利!

2

宝箱の隠し場所を解読しよう!

地図に書かれている暗号を手がかりに宝箱の隠し場所を解読しましょう。暗号を解くカギはヒント提供店にあるぞ!
(提供店受付時間 9:00~17:00 ※定休日の場合があります。ご了承ください。ヒント提供店の詳細は宝の地図に記載されています。)

3

宝箱を発見したら発見報告場所へ行こう!

見事に宝箱を発見したら、宝箱に書かれている【キーワード】を宝の地図のキーワード記入欄にメモして、所定の発見報告場所で報告しましょう。
発見報告所では、必ずスタンプを押してもらってください。【キーワード】が正しければ先着3000名様(各発見報告所500名)にオリジナル鍋敷を進呈します。

4

豪華賞品を当てよう!

豪華賞品が抽選でもらえます。
2つ以上のエリアからスタンプを集めれば賞品応募OK!

5

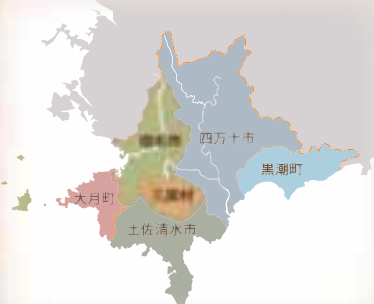
他の搜索エリアでも宝探しに挑戦しよう!

発見した宝箱が多いほど、抽選対象の賞品が増えます!
目指せ6エリア完全制覇!

はたの味覚が詰まった「はた飯賞」や
「観光協会賞」もあるよ!

搜索エリア MAP

搜索エリアは全6カ所。まずは、自分が
挑戦したい搜索エリアを選ぼう!



【注意事項】

- 当選者の発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。
- 景品を金銭等に交換する事はできません。
- 未成年の方は必ず保護者の同意を得てからご応募ください。
- 住所等の誤記入や長期不在などで当選者のかたへプレゼントのお届けができなかった場合、当選辞退扱いとさせていただきます。
- 景品の発送は、前半分は2013年10月下旬から、後半分は2014年1月下旬を予定しております。
- アルコール類の賞品は未成年の方は当選できません。
- 特別賞については、別途注意事項がございますので、お宝地図または、ホームページにてご確認ください。

【個人情報の取扱いについて】

応募に当たりご提供いただいた個人情報は、当選者への景品のお届けに使用するほか、より良い観光地づくりを進める目的で実施する幡多地域の観光に関するアンケート調査に利用することがあります。

幡多地域観光キャンペーン実行委員会

お問い合わせ: (一社) 幡多広域観光協議会
TEL 0880-31-0233

はた博

検索



（写真提供：高知県）

佐田沈下橋（四万十市）

四万十川流域に架かる47の橋（本川21・支流26）のうち最も下流に位置する最長の沈下橋。増水時に流されないように橋脚は短く、また水の抵抗を避けるため欄干もありません。昔から変わることなく住民の生活道として利用されており、周囲の山の緑と川の青さ、そして流域の生活に溶け込んだこの橋は、毎年多くの観光客が訪れる四万十川を代表する景観のひとつと言えるでしょう。

（高知県ホームページより）

一般社団法人 高知県建設業協会

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目2-15

TEL.088-822-6181
FAX.088-823-5662

URL <http://www.kokenkyo.or.jp/>

土	木	部	会	TEL.088-822-6181	
室	戸	支	部	TEL.0887-22-0222	
安	芸	支	部	TEL.0887-35-2560	
南	国	支	部	TEL.088-864-2826	
嶺	北	支	部	TEL.0887-76-2341	
高	知	支	部	TEL.088-822-0322	
伊	野	支	部	TEL.088-892-0581	
高	吾	北	支	部	TEL.0889-26-0516

高	陵	支	部	TEL.0889-42-2429		
高	幡	支	部	TEL.0880-22-0769		
中	村	支	部	TEL.0880-35-2730		
宿	毛	支	部	TEL.0880-65-7755		
土	佐	清	水	支	部	TEL.08808-2-0208
建	築	部	会	TEL.088-824-6171		
下	水	道	部	会	TEL.088-822-6181	